

フランス民法典の草案〔一〕

村井衡平

一般に「ナポレオン法典」(Code Napoléon) の名でよばれる「フランス民法典」(Code Civil des Français) は、共和国十一年風月十四日（一八〇三年三月十五日）法にはじまり、同十二年風月二十四日（一八〇四年二月二十一日）法にはじまる三十六個の法律を最終的に一つの法典にまとめ、一八〇五年一月一日より施行されたものである。いりて民法典編纂の過程を迎ると、革命の進行とともになっていく

つかの草案が作成されながら、審議の途中で次々と姿を消している。本稿は、これまでわが国で明らかにされていないこの草案の内容を、フランス民法典の制定過程に関する最も主要な資料といふべき Fenet : Recueil Complet des Travaux Préparatoires du Code Civil (1827-28 15 vols.) による

順を追って紹介する。なお、邦語の文献として最も詳細なものは、片山謙一「フランス民法典の編纂過程」(関西学院大学法文学部研究年誌第五輯(昭和十四年—十五年)の一三一頁ないし一二四頁、寺田四郎「仏蘭西の一天立法」(明治大學出版部発行)の一頁ないし七六頁の二つをあげることができるが、いずれも草案の個々の条文の内容にまで及んでいない。

さて、一七八九年にはじまったフランス革命の進行につれて、一七九一年九月二十一日に王制が倒れて共和制が確立し、從来の立法議会 (Assemblée législative) に代わって、国民協議会 (Convention Nationale) が組織された。やがて、同年十月一日、協議会に立法委員会 (Comité de législation

Civile, Criminelle et de féodalité) が設置された。四十八名より成る委員会は四つの部会に十二名までの委員を配置し、第一部会は身分・家族・夫婦財産契約に関する法律案、第二部会は相続・私生子・養子に関する法律案、第三部会は遺言・贈与・代位その他に関する法律案、そして第四部会は契約・抵当・封建的諸制度に関する法律案その他を作成するといつた。私生子制度を研究していた委員カンバセレス (Cambacéres) は第一部会、封建的諸制度を研究していたメルリ (Merlin) およびドゥワ (Douai) は第四部会に属していた。時を経て、一七九三年八月八日に草案の編纂を終り、同月九日に委員長カンバセレスが立法委員会の名で協議会に提出した。これが「民法典第一草案」(Premier Projet du Code Civil) であつて、「カンバセレス第一草案」といふばれている。身分・財産・契約・訴権の四編、二十五章、六百九十五カ条から成っている。本稿ではこのうちの第一編 I 人 (Des Personnes) のみを紹介するが、これは総則・父性および親子関係・未成年者および後見・成年・婚姻・夫婦の権利・離婚・失踪の八章から成っており、第一草案とちがつて、条文は第一条から第六十四条までの通し番号がついている。なお、全体としてみれば、第一草案が四編、二十五章、六百九十五カ条であるのに、第二草案は三編、三十五章、一百九十七カ条にすぎず、きわめて簡略になっている。この草案も共和暦三年霜月十六日ないし十九日に最初の十カ条が審議されただけで、日の目をみることはなかつた。

降りて、共和暦四年霜月四日（一七九五年十月二十五日）

余りにも複雑であるといひよどりや採用されるにいたらなかつた。

ついで国民協議会は、立法委員会に対して草案を修正するよう命ぜられ、その命令にもとづいて立法委員会が修正案を作成し、共和暦二年実月二十三日（一七九四年九月九日）にいたり、カンバセレスが再び立法委員会の名で協議会に提出した。これが「民法典第一草案」(Deuxième Projet de Code Civil) であつて、「カンバセレス第二草案」といふられる。人・財産・債務の三編より成っている。本稿ではこのうちの第一編 I 人 (Des Personnes) のみを紹介するが、これは婚姻・夫婦の権利・離婚・失踪の八章から成っており、第一草案とちがつて、条文は第一条から第六十四条までの通し番号がついている。なお、全体としてみれば、第一草案が四編、二十五章、六百九十五カ条であるのに、第二草案は三編、三十五章、一百九十七カ条にすぎず、きわめて簡略になつた。この草案も共和暦三年霜月十六日ないし十九日に最初の十カ条が審議されただけで、日の目をみることはなかつた。

に再び政変が発生し、五名の執政官によつて構成される政府 (Directoire exécutif) が成立した。立法機関としては、元老院 (Conseil des Anciens 議員一百五十名) および五百人院 (Conseil des Cinq-Cents) の二院が設けられた。法律を作成する権限は五百人院のみがもつており、そこで議決された法律案について、元老院は一括して賛成するか否決するしかできなかつた。そして、五百人院には法律作成に関する法律整理委員会 (Commission de la Classification des lois) が設けられ、法典編纂の事業はこの委員会が引き継ぐことになつた。委員会は共和暦四年草月二十四日（一七九六年六月十四日）に法案を完成し、このたびも委員長をつとめるカンバセレスを通じ、法律整理委員会の名で、五百人院に提出した。これが「カンバセレス第三草案」と呼ばれるものである。内容は第一草案と同じく三編で構成されており、本稿ではそのうちの第一編一人 (Des Personnes) のみを紹介する。これは自分・父性および親子関係・未成年者および後見・成年者・婚姻・配偶者の権利・離婚・不在者の八章から成つてゐる。第二草案と同様に、条文は第一条から第三百九十四条までの通し番号を用いるが、第二草案が六十四カ条であったのに比べ、内容は詳細なものとなつてゐる。なお、全体として

第一章 総則

みれば、三編・千百四カ条に及んでゐる。この草案は五百人院に提出されたのち、共和暦五年霜月十五日（一七九年十二月五日）に審議が始まつた。しかし、審議未了のうちに法律整理委員会そのものが廃止され、新しく六つの委員会の一つとして民法委員会 (Commission des lois Civiles) が設けられ、民法編纂の仕事を引き継いだが、これまた次の政変のため、草案を完成するにいたらなかつた。

その後、「ジャックミノ草案」を経て、「政府委員会草案」が現われるが、本稿では、~~並々~~おぞにみた三種の草案を紹介することにしたい。

フランス民法典

カンバセレス第一草案

第一編 人の身分

第一条 憲法は、フランス市民の政治的権利を規定する。それは、政治的権利を行使することを許される人を指定する。

第二条 立法は、彼等の民事上の権利を規定する。これらの権利は、法律が認めるすべての行為により、彼等の財産に關して契約し、取得し、譲渡し、処分する能力である。

第三条 社会を構成する個人の間には、自然の理および法律による関係が存在する。この関係は、人の身分を構成する。

第四条 婚姻・出生・離婚・養子縁組および死亡は、公の登記簿で証明される。

第五条 成年は、市民に彼の権利を完全に行使すること可能にさせる。それは満二十一才と定められる。

第六条 未成年者は、彼等の民事上の権利を未だ享有しない。禁治産者たる未成年者は、権利の享有を停止される。

第七条 市民は、複数の居所をもつことができる。住所は一ヵ所に限られる。住所は、個人が彼の政治的権利行使し、さらに市民としての義務を履行する場所である。

第八条 外国人は、彼等がフランスに居住する間は、共和国の法律に従う。彼等は、共和国が認めるすべての社会的取引を行うことができる。彼等の身体および彼等の財産は、法律の保護のもとにおかれる。

第二章 婚姻

第一節 総則

第一条 婚姻は、それにより、男女が法律の権威のもとに同居し、彼等の結合より産れるべき子を養育し、教育することを約束する一個の合意である。

第二条 婚姻は、夫婦の一方の頑固な意思のみにより、解消されることができる。

第二節 婚姻を解消するための資格および条件

第三条 婚姻のために必要な年令は、男は満十五才、女は満十三才である。

第四条 彼等の父または母のある未成年者は、婚姻について、その同意を請求しなければならない。

第五条 彼等が三ヶ月以内に同意を得られないときは、彼等の請求は正当なものとされ、以後はそれで足りる。

第六条 未成年者は、彼等の父母の同意がなければ、婚姻をすることができない。

第七条 父母の一方が死亡し、または禁治産者であるときは、

他方の同意だけで足りる。

第八条 父母ともに死亡し、または禁治産者であるときは、

婚姻しようと望む未成年者は、公の吏員の面前で、親族会の召集を請求する。

第九条 親族会は、居所がすべて州内にある、未成年者の最近血族二人および最疎遠血族一人によつて構成される。公の吏員は、彼等とともに評議する。

第十条 これらの血族または彼等のうちの一人が欠席するときは、未成年者の隣人または未成年者によつて指定され、公の吏員によつて承認された親族の友人がこれに代わる。第十一條 未成年者は、親族会に彼が婚姻を申し込む人を通知する。

第十二条 親族会が婚姻について同意を与えないときは、それは一ヶ月延期される。

第十三条 期間が満了し、未成年者がなお固執するときは、親族会の拒絶は、左の二つの事由のみを根拠とすることができる。

この二つの事由は、未成年者が婚姻しようと望む人の品行がきわめてふしだらなこと、または加辱刑を課す判決後

に名誉を回復しないことである。

この二つの場合において、婚姻は、成年に達しなければ行わることができない。

第十四条 婚姻関係に入ったすべての人は、最初の婚姻が解消されなければ、第二の婚姻を締結することができない。

第十五条 婚姻は、直系血族の間、直系姻族の間および兄弟姉妹の間では、禁止される。

第十六条 禁治産者は、婚姻することができない。

第十七条 婚姻は、それに先立ち、当事者の住所地において公告される。

不可能なときは、それは無視される。

第十八条 異議申立の方法は、父母および婚姻を締結することを望んでいる人とすでに約束した人に限つて、開かれる。第十九条 法律は、婚姻が前示諸条の規定に違反して行われることを決して認めない。

第三章 夫婦の権利

第一節 夫婦財産契約

第一条 夫婦は、彼等の結合の条件を自由に定める。ただし、後記の例外については、この限りでない。

第二条 法律は、夫婦が彼等の子の間または法律によつて列挙される他の相続人の間における、相談財産の分割の平等に違反するどのような規定をすることも、禁止される。

第三条 法律は、同様に、夫婦が単独または相互に、彼等各自の財産の十分の一を超える利益について、どのような規定をすることも禁止する。

第四条 婚姻による子が出生するときは、規定がどのようなものであつても、利益は用益権に制限する。

第五条 法律は、また、離婚の権利を制限するどのような規定をすることも、禁止する。

第六条 婚姻の条件を含む証書は、婚姻に先立ち、公正の形式によらなければならぬ。

第七条 この証書の成立には、夫婦の意思のみが必要とされる。未成年者であるときは、父母または後見人がこれに協力する。

第八条 嫁資が設定されているときは、それは抵当権の目的にならない。

第九条 契約のないときは、夫婦の権利は、法律によつて定められる。

第十条 現金、有価証券は、どのような種類であつても、彼等の結合の瞬間に、夫婦に帰属する。彼等の勤労による成果、不動産による利得、婚姻中に生じる動産相続は、彼等の共有に帰属する。

第十一條 夫婦は、彼等の財産を管理するため平等の権利を有し、それを行使する。

第十二条 夫婦の一方または他方の財産に関する売買・質権・債務・抵当権を含むすべての行為は、夫婦双方による合意がなければ、その効力がない。

第十三条 夫婦の共有または特有財産の保存を目的とする行為は、夫婦各自により、別個に行われることができる。

第十四条 夫婦は、商業を営むため、別個または相互に義務を負うことができる。しかし、この場合は、彼等の相互的な意思を予め公正に宣言することを必要とする。

第十五条 この宣言は、市町村庁または裁判所書記に對して行われる。それは掲示される。

第三節 離婚の場合における夫婦の権利の行使

第十六条 離婚の場合において、夫婦各自は、その財産の独立的な使用収益および管理を回復する。彼等は、共同で所

有した財産を平等の割合で受け取る。

第十七条 夫婦に子があり、その一方が子を託されているときは、彼は、子を養育するため 他方の収入の一部を差し引く。

第十八条 収入の割当分は、親族会により、子の数に比例して定められる。

第十九条 夫婦間の相互的な利益に関するすべての約定は、離婚により消滅する。独自の利益に関するときは、離婚の請求が彼によつてなされたときでも、その利益を失うことがない。

第二十条 異婚した夫婦が彼等の婚姻中に債務を負担していったときは、彼等は、それを共同で返済しなければならない。

第四節 寡居生活をする配偶者の権利の行使

第二十一条 夫婦の一方が死亡したときは、生存者は、共同

で所有した財産目録を作成しなければならない。

第二十二条 死亡によつて解消された婚姻による子があるときは、彼は、直ちに死亡配偶者を相続する。

第二十三条 子が未成年者であるときは、生存配偶者は、子が成年に達するか婚姻するまで、その養育のため、彼等の財産による収益を利用する。

第二十四条 子のないときは、生存配偶者は、死亡配偶者の財産を法律によつて定められた相続人に引渡す。

第二十五条 貧困な生存配偶者は、死亡配偶者の財産の全部または一部を利用する権利をもつ。

第二十六条 利用のための割当分は、配偶者および子の必要性に比例して、親族会によつて、定められる。

第二十七条 夫婦は、婚姻中、贈与の章に定めるところに従わなければ、贈与することができない。

第五節 再婚する配偶者の権利

第二十八条 配偶者をなくし、または離婚した男または女に子があり、再婚するときは、彼等の新しい配偶者に対しても、所有権を何も与えることができない。

この場合、すべての利益は、子一人の相続分と等しい収益に制限される。

第二十九条 この部分は、それにもかかわらず、十分の一を超えることができない。

第三十条 再婚の夫婦が双方とも、配偶者をなくし、または離婚した人で、子がないとき、彼等は、法律によって定められた形式により作成された相互の財産目録の真実性を証明しなければ、新らしい婚姻を締結することができない。

第四章 子

父母は各自、その資力に応じて援助する。

第一条 子は、婚姻が示す父に属する。
第一条 しかしながら、婚姻後わずか六ヶ月で出生した子は、彼の出生後一ヵ月以内に、彼の母の夫により、否認されることができる。

出生の当時、夫が不在であるときは、この否認は、彼の帰宅後一ヵ月に行われる。

第三条 夫の死後一ヵ月のうちに子が出生するときは、子は、彼の母の配偶者の相続にあづかることがない。

第四条 子の父と推定されることのできないような配偶者の

失踪は、子を否認する原因となる。

離婚は、夫の失踪の最初の日に開始したものとみなされる。

第五条 彼の両親を知らない人は、両親を失った人と同様に、孤児とよばれる。

第六条 未婚の女の産んだ子は、法律の定める形式に従つて子を認知する人を父としてもつ。

第七条 子を認知した父は、子に彼の氏を与え、子の母とともに、子の哺育・教育および扶養に協力しなければならない。

第九条 認知は、自分に関する証拠を受理する責任のある公の吏員に対し、なされなければならない。それは、前示の証書または他の公正証書のなかで、父の自白により、確認されなければならない。そして、父の認知は、この自白がなければ、効力がない。

第九条 いかなる子も、懷胎期に婚姻関係にあつた父によつて有効に認知されることができない。ただし、父がこの婚姻の解消後、子の出生前に母と婚姻しないときは、この限りでない。

第十条 婚姻証書は、夫婦双方が他の婚姻関係になかったときには、子の認知を含むことができる。

第十一条 懐胎期間中、出生の時、または父母の生存中のすべて他の時期になされた認知は、先に示された特性および条件と一致するときは、有効である。

第十二条 法律は、自白されない父性を検証することを許さない。社会的な利益は、自然の理がその上に不可解な仮面をかぶせた事実の検索を許さない。

第十三条 子が彼の父によって認知されないときは、母が唯一一人、彼女に対する自然の理による義務を履行する責を負わされる。この場合において、子は彼の母の氏を称する。

第十四条 母がその義務の履行を免れたいと望むときでも、彼女はそれに拘束される。法律は、彼女に対して、公の吏員の注意を喚起する。

第十五条 母の胎内で死亡した子は、いかなる権利も相続しないし、譲渡することもない。

第十六条 子の存在は、彼の出生の瞬間に、法律によって認められる。彼の利益が問題となるときは、彼が懐胎されたとき以来、生きているものとみなされる。

第十七条 子の身分は、法定の儀式が彼の出生に先立つにせ

よ、または前示の方法によってはじめて取得されたにせよ、同様である。

第一編第四章に付加される条文

第一条 婚姻外に出生し、親子関係が証明され、現に生存している子は、一七八九年七月十四日以降に開始したか、または将来に開始される彼等の父母の相続に加わることが許される。

第二条 彼等の相続権は、相続の章において設けられる規定に従って、定められる。

第三条 しかしながら、子は、直系または傍系の相続人もしくは彼等の父母によって放棄された財産の無償所持者に対してのみ、しかも該相続人の債権者または同じ財産の所持者が取得した抵当権を侵害することなく、その権利を行使することができる。

第四条 親子関係は、父母の私的な証書それ自体によるにせよ、彼等が子の哺育および教育の世話をすると結果にせよ、身分の占有によって、証明される。

第五章 父母と子の関係

等に支払う義務がある。

第七条 子が未成年の間に父または母が死亡するときは、法律上の保護は、完全に生存配偶者に残る。

第八条 未成年者の婚姻は、彼に自由および所得の完全な管理を得させる。

第九条 十六才に達した未成年者は、彼が商業に従事しているときは、それに関係するすべての取引を行うことができる。

第一条 未成年の子は、自然の理および法律により、父母の監督および保護のもとにおかれる。子の教育の世話をするのは、彼等の義務である。彼等は、法律の定める場合および原因によってのみ、それを奪わることができ。農業または機械技術を彼等に教えるか、もしくは教えさせることにある。

この義務の履行を怠る父母は、彼等の一生涯、彼等の子

に扶養料を支払わなければならない。

第三条 父母は、年令のいかんを問わず、病氣または暮しを立てるのできない状態にある彼等の子および幼児を扶養する義務がある。

第四条 父母は、民法上、彼等の未成年の子によって引き起された損害について、彼等の側に過失のあるときは、それを賠償しなければならない。

第五条 父母の法律上の保護は、成年到達によって終了する。

第六条 子は、彼等の資力に応じて、貧困な彼等の父母および直系尊族を扶助し、入手できない状態にある扶養料を彼

第六章 離婚

第一節 総則

第一条 婚姻は、離婚によつて解消する。

第二条 離婚は、夫婦双方の合意または一方の意思のみによって、行われる。

第一節 離婚の方法

第三条 共同して離婚を請求する夫および妻は、彼等の血

族六人によつて構成される親族会を召集させねばならない。

彼等のうち三人は、夫により、他の三人は、妻により選定される。そして、彼等がいないときは、友人または隣人によつて代えられる。

第四条 親族会は、公の吏員の面前において行われる。それは、請求の通知から少くとも一週間後、一定の日に召集されれる。

第五条 夫婦は、親族会の面前に自ら出席する。親族会を構成する人は、彼等に適当と判断する陳述をさせる。

夫婦が固執するときは、彼等は一週間後、離婚を宣告する。

公の吏員に親族会の議事録を提出することができる。

第六条 離婚が夫婦の一方のみによつて請求されるときは、彼は、その請求を他方に通知し、また親族会を召集する。

第七条 夫婦が親族会に出席し、離婚を請求する人が決心を変えないときは、議事録にその旨が記載され、二週間後、

この証書の提出にもづいて、公の吏員は、離婚を宣告する。

第八条 彼に対して離婚が請求されている配偶者が親族会に自らも、また彼の側の誰も出席しないときは、公の吏員は、彼のために血族を指名する。そして、この指名を通知

したのち、親族会の新たな会議が一週間後に指定される。夫婦は、それに出席するようによつて要求される。

第九条 すべての場合において、親族会は、離婚を請求した配偶者に新たな陳述をさせる。これがなんらの効果もなかつたときは、議事録にその旨が記載される。

この証書を審査したのち、離婚は、直ちに宣告される。

第十条 夫婦がこの手続を行つたのち、六ヶ月以内に離婚を宣告されないとときは、彼等は、再び手続を履行し、また同一の期間を守らなければ、離婚することできない。

第十二条 原告配偶者が離婚の理由として、左の事由の一つを主張する場合において、事実が証明されるときは、彼が失踪者でなければ、離婚請求が他方配偶者に通知されたことが明らかになつたのちでも、夫婦の一方の請求にもとづいて、公の吏員が離婚を宣告する。

一 心神喪失または乱心

二 身体的かつ名譽的刑の宣告

三 他方配偶者の側から彼に対する犯罪または不都合な

処置

四 周知の不品行

五 妻が他の男と駆け落ちするか、夫が他の女と駆け落

ちすること

六 音信なく二年間、国外に亡命すること

七 訴えられた配偶者が名簿に対し異議を申し立てないときに、判決が確定し、それにもとづいて海外亡命が宣言されること

第十二条 事実が証明されない場合において、離婚請求者は、他方配偶者が失踪者のときは、彼のために公の吏員によつて三人の血族を選定させながら、親族会に離婚を請求することができる。事実が全員一致で認められるときは、離婚は、親族会の議事録の提出にもとづいて、宣告される。

第十三条 事実が認められないときは、夫婦は、第四、五、六、七、八、九および第十条によって定められた期間、待たなければならぬ。

第十四条 異婚を請求する夫婦の一方は、彼の請求が通知されたときから、共有財産の状況を検証させ、また事情がそれを必要とする保存行為をさせることができる。

第三節 夫婦に及ぼす離婚の効果

第十五条 夫婦の身上に関する離婚の効果は、夫および妻に、

新たな婚姻を締結する能力を伴う完全な独立を回復させる。

第十六条 異婚した夫婦は、ともに再婚することができる。離婚した夫婦は、彼等が第四章第九条によって規定される場合に該当しない限り、離婚後、十カ月間は他人と再婚することができない。

第十七条 夫の二年間の失踪を理由に離婚が宣告されるとき、または夫が一年以上彼の住所および妻を放棄していることが証明されるときは、妻は離婚後、直ちに新婚を締結することができる。

第十八条 異婚の場合において、夫婦の一方が貧困のときは、他方は、彼にとって可能な限り、一方が入手することのできない扶養料を支払う義務を負わされる。この義務は、一方が他に婚姻を締結したときに終了する。

第四節 子に及ぼす離婚の効果

第十九条 夫婦双方の合意または一方の請求による離婚の場合において、解消された婚姻より出生した子は、理由を示すことなく、監護に託される。すなわち、男子は、彼が七才に達したのち、とくに父に託され、また女子は、母に託

される。それにもかかわらず、父母は、これについて、子の利益と思われる他の取り決めをすることができる。

第十条 異婚が特定の原因にもとづいて行われる場合において、彼等の子に関して夫婦の間になんらかの悶着を起すときは、親族会によって世話をされる。

第十二条 異婚した夫または妻が新婚を締結するときは、親族会は、彼等に監護を託されている子をそのまま手もとにおくか、また誰れに子を託すかを、決定する。

離婚後に夫婦間に生じた悶着に関して、親族会によってなされた決定は、いかなるときでも、控訴の対象にならない。

第七章 養子縁組

第一条 民事上の効力に関する能力者たるすべての成年の男⼥は、子を彼自身のものとして哺育し、養育するため、養子にすることができる。

第二条 婚姻した男女は、共同で養子縁組をすることができるのである。とくに彼等の一方によつてなされた養子縁組は、他方がそれに合意するときは、有効である。

第三条 養子縁組をする権利は、子のある人自身によつても、行使されることができる。

第四条 婚姻適令に達しない子に限つて、養子にされることができる。

第五条 養子をする人は、成年でなければならないのみでなく、親と養子との間に、父は養子より少くとも十五才以上、母は十三才以上、年長であるような年令差が必要とされる。

第六条 養子縁組証書は、自分に関する証拠を集録する責を負う吏員によって受理され、保存される。

第七条 子は、彼の父母の同意によつてのみ、養子とされることができる。

第八条 養子が彼の父または母を失つたときは、生存者のみによる養子縁組を行うことができる。

養子が父母の双方を失つたときは、親族会が選定する彼の血族の同意によつて、養子縁組を行うことができる。

第九条 子が孤児であり、両親のないときは、養子縁組は、養親の申立のみによつて、効力を生じる。

第十条 養子縁組は、養父の側から取り消すことができない。子の側からは、彼が成年に達して追認したのちに限つて、取り消すことができる。

第十一条 彼が成年に達したのち一年以内に、子の側からの請求がないことは、彼の養子縁組を明示に追認するに等しい。

第十二条 彼がこの期間内に取り消すときは、彼は元の家族に戻り、養子縁組が行われなかつたかのように、そこですべての権利を行使する。

第十三条 この場合において、彼に許される救済として、養子縁組をした人から子に対し、いかなる返還請求も行われることができない。

第十四条 子が、養子縁組証書のときから追認または否認のために決められている時期までの間に、死亡したときは、完全な養子縁組の身分で死亡したものとみなされる。

第十五条 完全な養子縁組の身分において、子は彼の養父のみに属する。彼は元の家族を離れ、直系にせよ傍系にせよ、彼等にいかなる権利も移転しないと同様に、そこに何も保持しない。

第十六条 養子は、彼を養子とした父の氏を称する。

第十七条 養父は、彼が養子にした子の監護に関して、同じ権利を享有する。彼は実父と同じ責任を負わなければならぬ。

第十八条 養子は同様に、彼を養子とした父に関する、後記の変更のみをうけながら、実子と同じ権利を享有する。

第十九条 彼を養子にした父の相続において、養子の分け前は、年収にして三百五十キログラムの小麦を生じる元本を超えることができない。

この限度にいたるまで、実子があるときは、彼は実子と同様に分け前をうける。そして、実子がないときは、彼は財産全体を先取りする。

第二十条 共同の養子縁組の場合において、養子は、養父および養母の財産に関する、比例によって、前記の最高限度をうける。

第二十一条 限度を超過する場合において、それは実子のみ、または実子がないときは、法律によってその返還を要求するすべての人に帰属する。

第二十二条 養子は、直系親または傍系親のすべてにおいて、彼を養子にした父の家族にとって他人である。

しかしながら、養子に子がなく、養父に次いで死亡するときは、彼の残す財産は、回復権にもとづいて、養父の家族に帰属する。

第二十三条 実の父母に対する養子の義務は、扶養料の援助

に限られる。

第二十四条 子を養子にする市民の氏は、光榮にも、名簿に記載される。この名簿は、彼の居住地の市町村庁の主たる会議場に掲示される。

第八章 後見

第一節

第一条 後見は、子および耗弱者に対して負う保護である。

これは公の責任である。

第二条 父母、祖父母に関して、後見は、彼等の未成年の子に対する彼等の一連の義務である。

第三条 彼等は、本来の後見人である。彼等は、子を養育し、扶養し、かつ教育しなければならない。彼等は、子の財産を管理しなければならない。

第四条 この場合において、後見のために、血族の同意も、公の吏員に対する申立も必要でない。

第五条 しかしながら、老衰・不品行または非公民的なことは、家族に、彼の代わりを指名するために集まる権利を与える。

える。

第六条 生存配偶者は、死亡より一ヶ月以内、かつ財産目録作成以前に、利害相反するすべての場合に行動するよう未成年者に後見監督人を選定するため、血族の集会を召集しなければならない。

第七条 生存配偶者が死亡するときは、後見監督人は、当然に後見人となる。

第八条 彼女の夫が死亡したときに妊娠している妻は、自然の理により、彼女の胎内にある子の後見人である。

第九条 名譽職の後見人は、存在しない。

第十条 生存配偶者は、彼の死後、子のために必要とされる世話を継続するため、彼の子に後見人を選定することができる。

第十二条 未成年の子が父・母・祖父または祖母なしに残つてゐるときは、後見人の指名は、最近親の血族の選定による承認を得なければならない。

第十三条 血族の集会は、五人によつて構成され、そのうち三人は、死亡した人の血族である。

神戸学院法學

(1) (1) (1) (1) (1)

血族のないときは、集会は友人によつて構成され、彼等のうちに市町村の検事が呼ばれなければならない。

第十四条 子が十五才に達し、血族が子にその能力があると判断するときは、彼等の財産を管理する能力を享有する。婚姻は、同じ能力を与える。

第十五条 後見人は、婚姻の効果として、未成年者の相談役となり、未成年者によつてなされるすべての行為について、彼の助力が必要とされる。

第十六条 後見または後見解除のため、親族の決議が公の吏員の面前で作成され、これに対しいかなる救済もなく、上訴も許されない。

第十七条 後見は、抵当権も消滅させる。

第十八条 未成年者の不動産は、それが負担の重い、かつ正当な債務を履行するため、または判事によつて承認される血族の意見にもとづいて、緊急の必需品を入手するため、かつそれのみを限度とするのでなければ、譲渡することができない。

第十九条 この形式に従つたすべての譲渡または約束は、取り消すことができない。

第二節 父・母および祖父母以外の後見人

第二十条 父・母・祖父または祖母以外の後見人は、それが必要の限度を超えるときは、かつ超過する部分についてのみ、未成年者の財産による収益を使用しなければならない。

第二十一条 計算書の提示を容易にするため、未成年者の支出および彼の財産の管理に必要な費用は、親族によって、五年毎に決定される。

第二十二条 後見人は、善良なる家父として管理しなければならない。彼は、未成年者の財産の小作人となることはできない。

第二十三条 後見の計算は、成年に達した被後見人によって召集される親族の集会において、行われる。

第二十四条 法律は、後見人としての義務を履行できるであろうと推測する人に限つて、後見を行うことを許す。

公の吏員は、血族の意見にもとづいて、決定する。

第二十五条 市町村の検事は、法律によつて、孤児たる未成

年者を直接に監督する責を負わされる。

第二十六条 彼は、孤児たる未成年者を教育し、かつ彼等の財産を管理するための準備をする義務を負う。

第九章 普通禁治産

第一条 普通禁治産は、参政権および私権を停止する。

第二条 禁治産の原因は、心神喪失・乱心・痴愚のみである。

第三条 禁治産は、血族の一人もしくは配偶者によって、または彼等の側が怠るときは、同様に市町村の検事によつて、請求される。

第四条 禁治産は、公の東員によつて司会される親族会において、宣告される。

第五条 反対または異議があるときは、次いで公選仲裁人に差し向けられる。

第六条 禁治産の議事録は、公表される。

第七条 議事録には、親族によつて選定された後見人の任命を含む。

第八条 妻は、禁治産者たる夫の後見人となり、夫は、禁治産者たる妻の後見人となることができる。

第九条 この場合において、後見は、離婚によつて終了する。
第十条 禁治産者の後見人は、彼の身上の世話をし、彼の財産を管理する責を負わせる。

第十二条 禁治産者は、未成年者と同列におかれること。

第十三条 禁治産者の後見人は、彼の財産を管理する責を負わせる。

第十四条 禁治産者は、しきしながら、彼の収益は、彼の境遇を和らげ、かつ彼の回復を促進するために使用されなければならない。

市町村の検事は、本条の実施を監督する責を負わされる。

第十五条 後見の計算は、親族会において行われる。

第十六条 禁治産者は、つねに、彼の禁治産を解除してもらう権利をもつ。

第十章 失踪

第一条 失踪者は、管理人または代理人を残すことなく、かつ音信もなく、継続して五年間、彼の住所を離れている人である。

第二条 失踪が開始したのち、最初の五年間、市町村庁は、収入および費用の一覧表を保持しながら、果実を収穫し、かつ財産を管理する責を負わせる。

第三条 第一条に定められた期間が経過したのち、推定相続人は、失踪者の財産の占有を認許される。

第四条 収益は、彼等に帰属する。市町村は、彼等に計算の報告をする。

第五条 占有認許証書は、治安判事の面前で作成される。それは公表される。

第六条 数人が占有を認許されるときは、そのうちの一人は、失踪者の保護者と指名され、債権者は、彼に対し、すべての彼等の権利および訴権を有効行使する。

第七条 失踪者の保護者は、債権者の請求および訴追を争い、または承認する。彼は、彼の共同相続人の書面による委任状を用意しなければならない。彼等がそれを拒否するときは、彼は、彼等の費用において、それに参加させる。

第八条 占有を認許された人は、市町村の検事の面前で、失踪者の財産・動産および不動産の状況、さらに彼のものになつた相続財産の状況を証明しなければならない。

第九条 彼等は、強制執行およびすべての他の厳格かつ適法な手続を阻止する目的であるときは、不動産を譲渡することができない。この場合において、譲渡は、公告にもとづいて行われる。

第十条 彼等は、動産を競売および公正証書によって処分する。

第十二条 失踪者の相続人の相続権を確定するために、法律は、人の通常の生涯を百年と定める。

第十三条 音信なくしてこの期間を経過したのち、失踪者は彼の権利承継人は、財産の所有権を回復する。

第十四条 帰来する意思を留保している失踪者は、彼がそこに登記簿をもつ市町村庁に手紙を送らなければならない。

第十五条 失踪者の出生証明書およびいかなる音信も現在しない旨の市町村庁の証明書によって正当化され、確定的な所有権は、占有を認許された人に移る。

第十六条 治安判事は、証明書を受理し、かつ、その議事録を作成する。

第三条 私権は、人の身分・財産権・社会的取引を包含する。

第四条 市民は、祖国に属する。

身分を証明する証書は、公の登記簿に登録される。

第五条 外国人は、彼等がフランスに居住する間は、共和国の法律に従う。

彼等は、共和国が認めるすべての行為をすることができる。

国民議会 (La Convention Nationale) が、立法委員会 (Comité de législation) の報告を聽取したのを、左のとおり可決や。の

第一章 父性および親子関係

第一編 人

第一章 総則

第一条 フランス人は、憲法によって規定される方法に従い、
彼等の政治権利を行使する。

第二条 法定の権限を創設する法律は、彼等の公権を形成する。

第三条 フランス人は、人の身分・財産権・社会的取引を包含する。

第三章 未成年者および後見

法律は、母によって認知された子に、母に反して彼の親子関係を証明する権能を留保する。

第十一條 成年の男女に限つて、彼等に子があつても、なくとも、養子縁組をすることができる。

第十二條 夫婦は、共同で養子縁組をすることができる。

彼等の一方は、とくに他方の合意がなければ、養子縁組をすることができない。

第十三條 十五才に達した人は、養子とされることができない。

第十四條 養親は、養子より十五才以上、年長でなければならぬ。

第十五条 養子縁組は、養子にした側から取り消すことができない。

養子は、彼が成年に達したのちに、縁組を否認することができる。

第十六條 養子は、元の家族を離れる。

彼は、直系または傍系のすべての親等において、彼を養子に出した家族と関係がない。

第十七條 子は、彼の父母または彼等のうちの生存者の監督のもとに、自然の理および法律によつて、位置づけられる。彼等は、定められた時および事由によつてのみ、子を奪われることができる。

第十八條 彼等は、子の教育のため、國民の教育に関する法律に従う。

彼等は、子が彼の財産の管理をはじめるときまで、その財産による収益を享する。

彼等は、子が労働のできない状態であるときは、彼の一生涯、扶養料を支払う義務を負う。

彼等はまた、彼等が必要であるときは、彼の側から扶養料を要求する権利をもつ。

第十九條 彼の父母から奪われた子は、彼の最近親の直系尊族の後見のもとにおかれれる。

競合するときは、親族は、彼等のうちの誰れに後見が託されなければならないかを決定する。

第二十条 直系尊族のない場合には、父母のうち最後に死亡する人は、後見人を選定する権利をもつ。

この選定は、親族によつて承認されなければならない。

第二十一条 選定後見人のない場合には、後見は、親族によつて付与される。

市町村庁は、血族のない人に後見人を与える。

第二十二条 法律は、義務を履行することが不可能な状態にある後見に限つて、免除する。

第二十三条 法律は、彼等の不品行または非公民的性格によつて評判のある人を除斥する。

この除斥は、父母および他の直系尊族についても、同様に行われる。

第二十四条 後見人は、未成年者の身体を監護する。

彼は、彼の財産を管理する。

彼は、彼の財産を小作させることも、買ひ入れることもできない。

第二十五条 未成年者の不動産は、譲渡することも、抵当に入れることもできない。ただし、負担の重い、期限の到来した債務、または緊急に必要な賠償のためには、この限りでない。

第二十六条 これらの事由は、判事の面前において、親族によつて証明される。

フランス民法典の草案〔一〕

第二十七条 後見人は、毎年、親族に報告する。

第二十八条 後見人の報告を聽取したのち、親族は、未成年者の費用および彼の財産の管理のために必要な費用を定める。

親族は、必要があるときは、取益の剰余額を使用するよう命じる。

第二十九条 成年者は、十八才に達し、彼が婚姻するか、営業をいとなむか、芸術または手工業に従事するか、彼の事業の經營のために必要な精神的成熟をとげていると彼の家族が判断するときは、彼の財産を自由に管理することができる。

第四章 成 年

第三十条 成年は、満二十才と定める。

第三十一条 成年者は、私生活におけるすべての行為をすることができる。

第三十二条 この地位は、普通禁治産によつて終了する。

第三十三条 彼の理性を用いないのを常とする人は、禁治産を宣告されなければならない。

第三十四条 禁治産者は、彼の身体および財産について、未成年者と同列におかれる。

第五章 婚姻

第三十五条 男は満十五才、女は満十三才になる前に、婚姻することができない。

第三十六条 未成年者は、彼の父母の同意がなければ、婚姻することができない。

第三十七条 父母の一方が死亡し、または彼の意思を表示することができないときは、他方の同意だけで足りる。

第三十八条 婚姻しようと望む孤児たる未成年者は、彼の親族の同意を要求する。

第三十九条 親族は、一ヵ月以内に意見をのべなければならぬ。

第四十条 拒絶されたときは、公選仲裁人が宣告する。

第四十一条 最初の婚姻の解消以前に、第二の婚姻を締結することはできない。

第四十二条 婚姻は、直系血族の間、直系姻族の間、兄弟および姉妹の間では、禁止される。

第四十四条 夫婦間には、財産共有およびそれらの管理のために、平等の権利が存在する。

第四十五条 この共有制は、彼等の有体動産、彼等に帰属する果実・利益および収益、婚姻中に彼等が取得する不動産から成る。

第四十六条 共有制は、死亡・離婚・夫婦双方の合意により終了する。

第四十七条 夫婦は、婚姻後の行為によつても同様に、彼等の思いどおりに、利用することができる。

第四十八条 彼等が死亡した場合において、子があるときは、この利用は、対象たる物の用益権に限られる。

第四十九条 それにもかかわらず、この場合において、財産全体からの収益の半分を超えることができない。

第五十条 婚姻が締結される場合において、贈与者たる配偶者がすでに、彼のあとに生き残る子を有するときは、利用は、相談財産の一部の用益権に制限される。

第四十三条 婚姻に先立つて、公告が行われる。

第六章 夫婦の権利

第七章 離 婚

未成年者および禁治産者の住所は、後見人の住所である。
妻の住所は、彼女の夫の住所である。

第五十一条 婚姻は、離婚によって解消する。

第五十二条 異婚は、夫婦双方の合意または一方のみの意思によつて行われる。

第五十三条 異婚した夫婦は、離婚後、十ヵ月間、他方配偶者と婚姻することができない。

第五十四条 夫婦間の単独または相互的な利益に関するすべての約定は、離婚によつて廢止される。

第五十五条 異婚者の子は、彼等が適當と認めるところに從つて、夫婦の一方または他方に託される。

第五十六条 その点について悶着が起るときは、親族によつて世話される。

第八章 失 踪

第五十七条 音信なく、または代理人を残すことなく、彼の住所から六ヵ月以上も離れている人は、失踪者とみなされる。

第五十八条 住所は、市民がそこに定住し、かつ彼等の主要な財産の所在地である。

第五十九条 失踪者の家族は、彼の財産を管理するために、仮の財産管理人を選定する。

第六十条 失踪者の代理人の行うこの管理および事務執行は、失踪者が音信をしないときは、五年後に停止される。

第六十一条 右の場において、相続人は、失踪者の財産の占有を仮に認許される。

第六十二条 失踪者は、彼の相続権を留保するが、その行使は停止される。

第六十三条 未成年者の財産の譲渡に関する処分は、失踪者の財産の処分と共通である。

第六十四条 失踪者にせよ、彼の子にせよ、音信なく、または帰来することなく、十年を経過したときは、彼の財産の仮の占有を認許された人は、確定的に所有権者として残る。

フランス民法典

カンバセレス第三草案

第一編 人

第一章 身 分

第一節 総 則

第一条 フランス人は、憲法によって規定される方法に従い、

彼等の政治的権利を行使する。

第二条 法定の権限を創設する法律は、彼等の公権を形成す

る。

市民相互の関係を規定する法律は、彼等の私権を組立て

る。

第三条 私権は、人の身分・財産権・社会的取引を包含する。

第九条 各コソニミユーンに、市民の身分を証明するため、県の中央行政部によつて供給される五冊の公簿がある。

第十条 余白なしに連続して、これらの登記簿の第一のもの

第四条 市民は祖国に属する。彼の身分を証明する証書は、
公の登記簿に登記される。
第五条 なにびとも、彼の出生証書または養子縁組証書に表
示された以外の氏または名を称することができない。
第六条 なにびとも、封建的または貴族の資格を称するので
なく、別名が構成員または分家を一つまたは多数の家族か
ら区別するのに役立つのでなければ、生来の氏に別名を付
加することができない。

第七条 前二カ条の規定に違反する人は、彼の収入の四分の
一に等しい罰金に処せられる。

第八条 外国人は、彼等がフランスに居住する間は、共和国
の法律に従う。

彼等は、共和国が認めるすべての行為をすることができ

る。

第二節 身分登記簿

に子の出生証書および認知証書、第一のものに養子縁組証書、第三のものに婚姻証書、第四のものに離婚証書、第五のものに死亡証書を登記する。

第十一条 身分証書は、それぞれのために命じられたひな型に従い、また均等な用語によつて作成される。これらの証書のひな型は、本編に添付される。

第十二条 公の吏員により、これらの登記簿それぞの末尾に、そこに登記された証書について、市民の氏を記載したアルファベット順の表および各証書の登記申告用紙が調製される。

第十三条 県行政部付きの執政官政府委員の請求により、翌年のために必要なすべての登記簿は、毎年、実り月の第一

週に、各カントンの市町村行政部付きの執政官政府委員に送付される。政府委員は、それらを次週に、各コムニユーノの市町村吏員または市町村庁によつて選定された委員に転送する。

第十四条 これらの登記簿は、二部保有され、用紙には印紙が貼付される。それらは公の吏員に転送されるに先立ち、市町村行政部の長および執政官政府委員によつて、各頁に番号がつけられ、花押される。

第十五条 身分登記簿は、人口五万人以下のコムニユーンにおいては、市町村吏員または彼の補助者によつて、その他のコムニユーンにおいては、市町村庁が選定した委員によって保管される。

第十六条 公の登記簿は、毎年の終りに閉鎖される。

一部のうち一部は、市町村吏員または市町村庁によつて選定された人の手に保存される。

他の一部は、ぶどう月の最初の一週間以内に、県行政部に送付され、そこに寄託される。

第十七条 登記簿の受領後、三ヵ月以内に、各県行政部は、第十二条に規定されたすべての表を一つの総合的な表に改作させる。

この表は、アルファベット順で登記簿上に記載される。

それには、登記された証書に関する各市民の氏を含む。

それは各証書・登記簿およびそれが登記されている用紙を表示する。

第十八条 すべての人は、身分登記簿に登記された証書の謄本の交付を請求することが許される。

この謄本は、用紙に印紙が貼付され、かつ、登記簿の受託者たる公の吏員によつて、または県行政部の書記によつて

神戸学院法学

(一四一) 一四二

て、交付されることができる。これらは、登録税の対象にならない。

第十九条 公の吏員および県行政部の書記は、彼等に請求された謄本を三日以内に交付する義務を負う。

第二節 身分証書、その方式および使用

第二十条 身分証書は、当事者の届出のみを含む。

出頭者によってのべられなかつたいかなる記事または記述も、公の吏員は、これを加えることが禁止される。

この証書は、登録税の対象にならない。

第二十一条 証書は、登記簿に登記される。暗号も略号も用いることなく、それが受理された年・日・時間、そこに掲げられるすべての人の氏・名・年令・職業および住所が表示される。

第二十二条 前二カ条に違反するすべての人は、上賣の小麦、五十五万グラムの罰金に処せられ、並びに変造または偽造の場合には、刑法典に規定される刑罰を科せられる。

第二十三条 この証書は、公の吏員およびすべての出頭者によつて署名され、または署名を妨げる理由が付記される。

第二十四条 この証書は、公の吏員によって、利害関係人および証人に読み聞かされる。

第二十五条 以下の場合において、身分証書に関して行われるべき届出および承諾は、特別授權代理人によつてのべられることができる。

第二十六条 身分証書の作成について提出が要求される委任状その他の書類は、それを作成した人・証人および公の吏員によって花押されたのち、県の記録保管所に寄託されるべき登記簿に添付される。

第二十七条 公の登記簿に登記される証書は、出頭者によって選ばれた少くとも二十一才である証人二人の面前において、受理される。

証人は、署名できなければならない。

第二十八条 公の登記簿に登記される証書およびそれに関連して交付される謄本は、人の身分の証拠となる。

第二十九条 この証書に反する、その内容以外のいかなる証拠も、受理されない。

しかしながら、その場合は、それらの真実性を訴えることなく、届出のなかに記載された事実を争い、反対の事実

は、書証による立証の端緒があることを条件として、占有行為によって立証ができる。

第三十条 フランス人および外国人の身分証書は、亡命者のそれを除いて、それらが受理された国で使用される方式に従つて作成されているときは、完全な証拠となる。

第四節 出生証書

第三十一条 出生の届出は、二十四時間以内に分娩地の公の吏員に対してなされる。

海洋を航海中に子が出生した場合は、届出は、出生より二十四時間以内に船舶の船長に対してなされ、彼はそれにについて、証書を作成しなければならない。

届出は、フランスの領土に上陸したときから一二十四時間以内に、その地の公の吏員に対して更新される。

第三十二条 子の出生の届出は、彼が生存し、行動すること

ができ、母と婚姻しているときは父

父のないときは、衛生吏員または他の出産に立会った人母が固有の住所で分娩するときは、屋内で指揮する人一がしなければならない。

第三十三条 出生証書には、出生の日・時・場所・性および子の氏、父母および証人の氏を表示する。

子は公の吏員にみせられ、吏員は性別を確かめる。

第三十四条 出生証書は、婚姻が示すところの子のみを父のために指定することができる。

母が婚姻しているときは、父は、証書のなかで表示されることも、名をよばれることもできない。ただし、法によって許可される方式に従つて子が認知されるときは、この限りでない。

第三十五条 梨子を発見した人は、だれでも、その子を公の吏員に引き渡さなければならない。彼は、引渡について調書を作成する。

彼は子に氏を付け、かつ、調書を出産登記簿に記入する。

彼は子の身許および子を棄てた人を発見するために、情報を受け取る。

一二十四時間以内に、彼は子を最も近い病院に運ぶ。

彼は県行政部付きの執政官政府委員に調書の写し、彼が遺棄本人に関して発見することができた手がかりおよび情報の覚書を提出する。

第五節 子の認知調書

第三十六条 子の出生証書が作成された地の公の委員は、自己を父とみとめた人の届出を受理する。

この届出は、父が子の出生前九ヵ月、婚姻していないかつた旨をのべなければならない。

第三十七条 彼が前条の規定を満足させるのが困難であることを示すときは、父の居住する県の身分吏は、認知証書が父の住所の公の吏員によつて受理されるよう、またその決定が証書および登記簿に登記されるよう命じる。

第三十八条 未だ産まれていない子の認知証書は、自己を父とみとめた人の住所の公の吏員によつて受理される。

届出人が婚姻していたときは、認知証書は、父の婚姻解消と子の出生の間に二百八十六日の間隔がなければ、無効である。

第三十九条 母の自白は、父の届出と同じ公の吏員に対してのべられる。それは、この届出と別個に行われることができる。

第六節 養子縁組に関する証書

第四十条 養子縁組証書は、養親または共同で養子にする夫婦の届出

養子縁組が夫婦の一方によつて行われるときは、他方の同意

養子の父母・祖父母または後見人の同意

子がすでに養子とされているときは、養父母の同意——を包含する。

この届出および同意は、同時に同一の証書によつて示される。

第四十一条 公の吏員は、養子に、その子を養子にした人の氏を与える。

第四十二条 養子縁組の放棄は、養子縁組証書が受理された公の吏員に対して行われる。放棄は、単なる届出によつて行われ、かつ、養父への通知によつて効力がある。

第七節 婚姻に関する証書

第四十三条 婚約の公表は、各当事者の住所の公の吏員によ

つて、共同の住居の正門において、十日目の正午に行われる。

婚姻登記簿に、それについて証書が作成され、かつ、この証書の写しは、直ちに公表に代えて掲示される。

第四十四条 掲示後、十日を経過するときは、当事者は、婚姻に進むことができる。当事者が一年以内に実行しないときは、公表および掲示がくり返えされる。

第四十五条 当事者の住居において公表することが不可能なときは、民事裁判所は、執政官政府委員の申請にもとづいて、彼等を尋問したのち、公表が当事者の現在の居所において行われるよう、命じることができる。

第四十六条 法によって指示された場合に、指示された人によって異議が申し立てられるときは、公の吏員は、婚姻の手続に入るに先立ち、取消の表示をしなければならない。

第四十七条 異議申立書は、理由を明記し、原本および写しに異議申立者または彼の特別授權代理人による署名が行われる。

異議申立書の冒頭に委任状の写しがつけられる。

号四十八条 異議申立書は、当事者の住所および公の吏員に送達される。公の吏員は、原本に査証をする。

フランス民法典の草案〔一〕

第四十九条 婚姻登記簿には、公の吏員によって、異議の簡単な記載が行われる。

第五十条 取消判決の正本は、公の吏員に交付され、彼は登記簿の異議申立書の欄外にそれを記載する。

第五十一条 公の吏員は、前記の人々により、かつ、前記の場合になされた異議を無視することができない。違反したときは、罷免され、小麦百五十万グラムの罰金に処せられ、かつ、すべての損害を賠償しなければならない。

第五十二条 他のすべての異議は、無効とみなされ、かつ、公の吏員は、それを考慮に入れることができず、違反したときは、前条に定められた罰金に処せられる。

第五十三条 婚姻証書は、当事者の一方の住所の公の吏員によって、開かれている彼の事務所において、受理される。

第五十四条 公の吏員は、当事者の面前において、出生証書・父母の同意・家族の意見・公表・異議および判決など、彼等の身分および婚姻の方式に関する書類を読み聞かせる。

第五十五条 出生証書を取得する人が、公知事実確認証明書の審査後に、婚姻することが許される。

第五十六条 この証明書は、彼の三人の親族もしくは、その

代わりに、三人の隣人または友人の申立にもとづいて、彼の現在の居所の治安判事によつて、交付される。

この証明書は、彼等が与えられた呼出状にもとづいて出頭するときは、民事裁判所が執政官政府委員および県内に居住する家族員を尋問したのち、認可する。

第五十七条 公の吏員は、各当事者より順に、彼等が夫婦になりたい旨の申立をうけたのち、法の名において、彼等は婚姻によつて統合された旨を宣言し、かつ、それに関する証書を作成する。

第五十八条 この証書には、夫婦の氏・名・年令・職業および住所、彼等の父母の氏名、

父母の同意、またはそれが要求されるときは、家族の同意、婚姻の公妻、なされた異議、

異議の取消、

彼等の婚姻前に夫婦が互いに子をもつときは、子の氏・名・年令、

夫婦となる旨の契約者の申立および公の吏員によつて宣告された彼等の結合が記述される。

第八節 離婚に関する証書

第五十九条 離婚を望む夫婦は、夫の住所の公の吏員の面前に出頭する。夫婦は、吏員に対して、法に規定された方式および期間が守られたことを証明する書類を提示する。

公の吏員は、離婚を宣告し、かつ、それについて証書を作成する。

第六十条 夫婦の一方の側が、他方によつて提出された書類に異議を申し立てるとときは、公の吏員は、それらの有効性を判断することも、離婚を宣告することもできない。

彼は、当事者の上訴を夫の住所のある県の民事裁判所に移送する。

第九節 死亡証書

第六十一条 死亡の届出は、人の死亡した地の公の吏員に、二十四時間以内になされる。

死者が住所以外の地で死亡したときは、死亡証書の写しの謄本は、三日以内に、それを受理した公の吏員によって、住所の公の吏員に移送される。後者は、直ちに登記簿に登

記する。

第六十二条 公の吏員は、証書を作成するに先立ち、死亡を確認するため、遺体のそばにおもむかなければならぬ。

生存している徴表をみとめるときは、彼は技術者をよぶことができる。

彼の命令がなければ、かつ、二十四時間を経過しなければ、埋葬を行うことができない。

第六十三条 死亡した人の最近親者または隣人、

死者が彼の固有の住所で死亡したのと、家のなかで命令する人——が死亡の届出をしなければならない。

第六十四条 死亡証書は、死亡した人を明らかにできるすべての記述を包含する。

第六十五条 死亡が発見された人の遺体に、暴行による死亡の徴表・痕跡またはそれを疑わせる他の事情があるときは、

警察官が死体の状態およびそれに関する事情、ならびに死者の氏・名・年令・職業・出生地および住所に關して探し出すことのできる情報について、調書を作成したのちでなければ、これを埋葬することができない。

第六十七条 戰場において死亡した人の死亡は、軍事法典に規定される方式によつて、証明される。

第十節 身分証書の無効および訂正

第七十三条 身分証書は、公の登記簿に登記されないときは、法によって規定された方式に従わないときは、いずれも無効である。

第七十四条 削除は、移送と同様にみなされ、承認される。公の吏員は、あとで起るかも知れない変造について、登記簿を県の記録保管所に寄託するまで、責任を負わされる。

第七十五条 承認されなかつた削除および移送は、考慮に入られない。それらは、証書の残余の部分を無効にすることができない。

第七十六条 市町村行政部付きの執政官政府委員は、少くとも月に一回、その郡の公の登記簿を検査しなければならない。

彼は、証書のなかにみとめた無効について、県行政部に報告書を提出する。

第七十七条 無効があるときは、執政官政府委員は、県行政部の裁決に従つて、公の吏員の面前に最初の証書の当事者および証人を呼び出し、かつ、新たな証書を作成する。

第七十八条 人の陳述および資格に関する錯誤および脱漏は、利害関係人の申請にもとづいて、訂正される。

第七十九条 訂正是、証書の原本が寄託されている地の治安判事によって、無料で言渡された判決によってのみ行われる。

第八十条 治安判事は、改善されるべき脱漏または錯誤およびそのためとられるべき方法を正確に指示する。

第八十一条 治安判事の判決は、判決の原本に添付される証書の認証された写しの審査後、かつ、公正証書または証人訊問によつて生じる証拠に従つてなされたものでなければ、効力をもたない。

第八十二条 証人訊問は、彼がその場に居合わせるときは、証書に関する証人によつて構成され、それを欠くときは、脱漏または錯誤がその人についてなされた市民の血族または姻族によつて、それも欠くときは、すべて他の市民によつて構成される。

治安判事は、明らかに事實を認識する状態にない人の証

は、他の人がこれに代わる。最新の証書の効力は、最初の日付にさかのぼる。

言を排斥する。

第八十三条 訂正について利害関係のある人々は、治安判事の判決に対して、上訴することができる。

第八十四条 上訴は、訂正を請求された人または請求してい る人に関する、二十年の期間が経過したのちは、受理されない。

上訴は、略式の尋問により、かつ、簡単な送達証書にもとづいて、裁判される。

第八十五条 治安判事または上訴裁判所によって訂正が命じられる証書は、判決に従つて、欄外に付記される。

判決の日付は、つねに欄外に表示される。

第八十六条 裁判所書記は、すべての訂正申立にもとづく判決の正本について、一フランス以上を受け取ることができない。

この判決は、無料で登記される。

第十一節 契損または喪失された登記簿の再生

第八十七条 市町村の公の登記簿が全部または一部、棄損ま たは喪失されたときは、市町村行政部付きの執政官政府委員

員は、そのことを県の中央行政部に通知する。

第八十八条 契損または喪失された登記簿の複本が県の記録保管所にあるときは、行政部は、二ヵ月の期間内に、この登記簿の写しを市町村行政部付きの執政官政府委員に送付する。

彼は、この写しを市町村吏員または市町村庁によつて選定された委員に引き渡す。

第八十九条 写しは、印刷込紙に作成される。これは頁数を付けられ、最初および最後の頁に花押され、県行政部の長またはそれに代わる行政官によつて、原本と対照され、かつ、署名される。

第九十条 契損または喪失された登記簿の複本が県の記録保管所にないときは、喪失された登記簿と一致し、かつ、そこに容れてある証書を指示する正副二通の目録が作成される。

第九十一条 この目録は、市町村行政部が選定する三人の委員によつて、作成される。

第九十二条 この目録は、できるかぎり正確に、かつ、年代順に、

棄損または喪失された登記簿に記入された出生証書・子

の認知証書・婚姻証書・離婚証書および死亡証書の日付、個人および彼等の父母の氏・名・職業および住居——を包含する。

第九十三条 委員は、彼等に指示される登記簿、家族手帳または他の文書にもとづいて、

夫婦の尊属または兄弟姉妹の申立にもとづいて、かつ、これらを欠くときは、他の親族または他人の申立にもとづいて——この目録を編纂する。

第九十四条 委員は、明らかに事実を認識する状態にない人の証言を排斥することが許される。

第九十五条 三十才以上で死亡した人に関する証書は、委員が利害関係人によって要求されるのでなければ、この目録に登記されない。

第九十六条 この目録は、ついで三ヵ月以内に、カントンの市町村行政部の書記課に寄託される。

第九十七条 寄託は、登記簿がそこで消滅または喪失され、かつ、市町村行政部がそこにある市町村に掲示された告示によって公告される。

この期間内にすべての市民は、この目録の訂正を目的とする請求をし、かつ、意見を述べることができる。

これらは書面によってなされ、かつ、目録に添付される。第九十八条 この期間の経過後、市町村行政部は、公開された会議において、目録および請求を読み聞かせる。

行政部は、各目録の欄外に「命令」という文言を記入し、そのあとに市町村行政部の長および執政官政府委員が署名し、異議の申し立てられなかつた条項を、終局的に命令する。

第九十九条 異議の申し立てられた条項の欄外に、長は、「異議が申し立てられた」旨の別の文言を記入する。

長および委員が同様に署名する。

第一百条 この目録の複本の一部は、公の吏員に、その他は身分に関する記録に加えられるため、県の記録保管所に送付される。

第一百一条 異議は、市町村行政部の書記課私書によつて、集録され、番号が付けられる。

秘書は、最短期間に、正式の抄本ならびに対象となつてゐる目録の一部を、県の民事裁判所の書記課に送付する。

第一百二条 裁判所は、執政官政府委員の請求によつて、彼等および呼出状にもとづいて出頭する利害関係人が尋問さ

れたのち、この異議に關して宣告する。

第百三条 執政官政府委員および利害關係人が判決に承服す

るか、または規定された期間内に上訴しないときは、判決は既判力を取得し、目録の欄外にその旨が付記され、執政官政府委員の請求にもとづいて、謄本が、県の記録保管所と同様に、市町村の寄託所に送付される。

第百四条 県の記録保管所に寄託された登記簿が全部または一部喪失または消滅したときは、公の吏員の手許にある

登記簿によつて、取り代えられる。写しは、市町村行政部交付の執政官政府委員の請求にもとづいて作成される。写しは、行政部の長および執政官政府委員によつて、照合され、番号を付けられ、花押される。

第二章 父性および親子関係

第百五条 子は、婚姻が示す人、規定された方式によつて子

を認知する人、または子を養子にする人を、父としてもつ。

第百六条 未だ産まれていない子は、認知されることができる。その子は、養子とされることができない。

第一節 婚姻中に出生した子

第百七条 婚姻より生じる父性の推定は、事実の情況によつて、夫は婚姻中に出生した子の父ではないことが立証されるとときは、消滅する。

第百八条 前条は、夫婦が疎遠であり、夫の肉体的な接近が不可能である場合に限つて、適用される。

第百九条 詐通の訴え、性交不能の主張は、許されない。

第百十条 婚姻より百五十日以内に出生した子、または婚姻解消後二百八十六日以後に出生した子は、母の夫によつて、否認されることができる。

第百十一条 子の出生後、六カ月の間、子の母の夫は、子を否認することが許されない。

第百十二条 子の出生時に夫が不在であるときは、彼は、帰宅後八カ月の間、子を否認することができる。

第百十三条 否認は、夫が婚姻前に懷胎を知つており、かつ、出生証書が提出されたときは、棄却される。

第百十四条 身分登記簿が喪失されたときは、それが保管されていないとき、

出生証書を加えるのを忘れたとき、

子が間違った氏で登記されたとき、

棄子に関するときにおいて、

親子関係の証拠は、書証による立証の端緒があるときは、

身分占有証書および証人によることが許される。

第一百五条 身分の占有は、

子がつねに、彼はそこに属すると主張する家族の氏を称

していたとき、

子の父が彼を息子として扱い、かつ、教育の費用をこの

資格で用意したとき、

家族が彼を血族として扱ったとき、

彼が継続して子とみとめられていたときにおいて——立

証される。

第一百六条 前条によつて定められた条件は、併合して要求される。

第一百七条 立証の端緒は、

死亡した父母の登記簿および家族手帳により、

それらが存在するならば、法律上で承認されており、かつ、ある程度、訴訟に関連しているか、もしくは利害関係

をもつている公の証書または私文書により、
身分が隠べいされていたと判断され、かつ、刑事および

民事の訴訟が同一人に対して行われているときは、彼の身分の隠へいに仕返えしをするため、請求者によつて提起された手続のなかで聞かれた証人の申立によつて——生じなければならない。

第一百八条 出生証書のなかでなされた申立に一致する占有をもつ人の身分は、これを争うことができない。

第一百九条 人の享有する身分が出生証書に一致するときは、なにびとも、異議を申し立てることができない。

第一百二十条 身分湮滅に関する刑事訴訟、身分請求および財産返還に関する民事訴訟が同一人に対して向けられているときは、敗訴判決は、請求者の身分を回復し、かつ、彼の有利に、彼に帰属する財産の返還を宣告する。

第一百二十二条 市町村吏員および執政官政府委員は、棄子の出生に關して、できる限りすべての情報を受け取る。かつ、遲滞なく、県行政部に移送しなければならない。

第一百二十三条 これら的情報によつて、子が婚姻中に出生したことが明らかになるときは、県行政部は、執行官政府委員がこの子の認知の手続をとるよう裁決する。

委員が十日以内に手続をとらないときは、行政部は、彼を執政官政府に告発する。

第一百二十三条 認知の訴は、婚姻中に出生した子によつて、提起されることがある。

それは時効によつて消滅しないが、子の相続人によつて提起されることができない。

第一百二十四条 子の認知訴訟は、子の出生より二百八十六日以前に母と婚姻したと推測される限り、父に対してなされることができない。

第一百二十一条 子を遺棄した父または母は、子の監護、未成年の間の収入の使用収益、相続および扶養を請求する権利を奪われる。

第一百二十六条 扶養料は、それを請求する人の必要の程度および支給する人の財産に応じてのみ、与えられる。

第一百二十七条 扶養料を支払うことができない人は、彼の收入または労働がかかる援助を与えるに充分であるときは、扶養料を支払う義務のある人を彼の住居に受け入れ、養育し、扶養する。

第一百二十八条 扶養料を支払う義務を負わされている人は、全部または一部の支払が不可能な状態におち入るときは、減額を請求し、または免除をうけることができる。

第二節 婚姻外に出生した子

第一百二十九条 夫婦は、彼等の婚姻証書において、彼等が互いにもつ子を認知することができる。

第一百三十条 夫婦の一方または他方が婚姻していたときは、彼等は、婚姻解消後三百八十六日以内に子が出生したとき有限つて、認知することができる。

第一百三十一条 未婚の女の産んだ子は、子の出生より三百八十六日以内に男が婚姻していないときに限つて、認知されることがある。

第一百三十二条 妻によつて不認されたすべての認知は、無効である。

第一百三十三条 父の認知および母の自白は、いつなされても、有効である。

第一百三十四条 法は、自白されない父性の検索を許さない。

第一百三十五条 認知の証拠は、規定された方式で父の行った申立によつてのみ、生じる。

第一百三十六条 母によつて否認された子は、彼女に対して、親子関係を立証する権利をもつ。

第一百三十七条 出生証書の欠けているときは、親子関係の証

抛は、第百四十四条、第百五十五条、第百六十六条、第百七十七条
および第百二十条に定められた方法によつて、なされるこ
とができる。

第百三十八条 母性は、母の懷胎および分娩によつても立証
される。

第三節 養子縁組

第百三十九条 成年に達した男女は、単独で養子縁組をする
ことができる。

第百四十条 夫婦は、共同で養子縁組をすることができる。

夫婦の一方は、他方の同意がなければ、養子縁組をするこ
とができるない。

第百四十二条 子のある夫婦は、養子縁組をすることができ
ない。

第百四十二条 満十四才になつた子は、養子にされることが
できない。

第百四十三条 養親は、少くとも、養子より十五才年長でな
ければならない。

第百四十四条 父母、父母のうちの生存者または祖父母の監

護のもとにある子は、彼等の同意がなければ、養子とされ
ることができない。

第百四十五条 なにびとも、夫婦によるのでなければ、多数
人によって養子とされることができない。

第百四十六条 養子は、養子にした人の同意がなければ、新
たに養子となることができない。彼が非嫡出の父母また
は祖父母の監護に服さなければならない場合においても、
同様である。

第百四十七条 兩親を失つた子は、とくに親族会によつて、
そのために許可された後見人によつて、養子縁組されるこ
とができる。

第百四十八条 養子縁組は、養子をした人から、取り消すこ
とができるない。

第百四十九条 養子縁組を否認した人は、生来の家族に戻り、
かつ、そこに彼の権利を回復する。

彼のうけた扶助料について、養親から彼に対しても、いか
なる請求をすることもできない。

第百五十条 養子は、生来の家族を去る。

養子は、養子にする人のすべての直系および傍系の親族と、他人のままである。

第一百五十二条 今まで、遺棄された子または生れの不明な子を引き取っていた人、父母の承知のうえで子の世話をしている人は、法によって定められた年令の差が養子と養親の間にあるときは、子が満二十才になっていても、養子とすることができる。

第一百五十三条 前条の規定は、それに関する証書が公証人によって受理されたか、または身分吏によつて受理されたか、いずれにせよ、一七九三年一月二十五日以降に行われた養子縁組に関して、順守される。

第一百五十四条 養子縁組は、父母と子の間の、法によつて定められる場合に扶養料を支給する相互的な義務を少しも損なうことがない。

第一百五十五条 子は、生来、かつ、法により、父母または彼等のうちの生存者の監護のもとにおかれ。この監護は、以下に定められる場合に限つて、奪われる

ことができる。
第一百五十六条 彼等は、子の教育のため、国民教育に関する法律に従う。

彼等は、子がそれを管理できるときまで、その財産による収益を享有する。
彼等は、子が労働できない状態にあるときは、一生涯、扶養料を支払わなければならぬ。

彼等は、必要のある場合、やはり扶養料を子から要求する権利をもつ。

第一百五十七条 父母のない子は、最近親の男性または女性の尊属の後見に服する。

多人数のときは、親族会が彼等のうちから、後見が付託されるべき人を決定する。

第三章 未成年者および後見

第一節 親族会および後見人の任命

第一百五十八条 母および祖母は、彼等の子または卑属の後見を引き受けることができない。

しかしながら、彼等は、新らたな後見人が任命されるまで、義務を履行しなければならない。

第一百五十九条 尊属のない場合において、父母のうち最後に死亡する人は、後見人を選定する権利をもつ。

この選定は、親族会によつて承認されなければならない。

第一百六十条 選定後見人のないときは、後見は、親族会によつて付託される。

市町村行政部は、親のない人に後見人を与える。

第一百六十二条 父母のうちの生存者は、遺言により、または彼の住所の治安判事の面前もしくは一人の証人の出席を得て公証人の面前でなされた申立によつてのみ、後見人を選定することができる。

第一百六十三条 この申立は、治安判事・裁判所書記・申立人・公証人および証人によつて署名され、これを欠くときは、無効である。

署名できない人があるときは、その理由をのべる。

第一百六十三条 父母のうちの生存者は、彼が選定した後見人を、後見人の選定のために定められた方式に従つてのみ、

解任することができる。

無条件の解任は、有効である。

後見人は、他の後見人の選定によつて、默示的に解任される。

第一百六十四条 父母のうちの生存者、祖母または祖父が婚姻するときは、婚姻証書に先立つて、親族会を召集しなければならない。

親族会は、後見が彼に留保されるべきか、または財産による収益の享有を彼から奪いながら、未成年者を彼の監護にまかせるのが適當かどうかを決定する。

第一百六十五条 前条の規定に従わない父母のうちの生存者、祖父または祖母は、未成年者の財産の享有を完全に奪われ、かつ、これに關して收取することでのぎたものを、返還しなければならない。

親族会は、後見人の選任のために、以下の方式に従つて召集される。

第一百六十六条 未成年者に父母および他の尊属がないときは、後見に付託するため、現場に居合わせる未成年者の血族の請求によつて、親族会が召集される。

第一百六十七条 現場に居合わせる未成年者の血族がないときは、

または未成年者がその監護のもとにおかれている人の死亡

から十年間、血族が何も行わないときは、親族会は、治安

判事によつて、その職權または市町村行政部の指示にもとづいて、召集される。

第一百六十八条 後見人を任命するための手続は、親等の順に、

かつ、親系を区別することなく、血族によつて行われる。

第一百六十九条 同一親等の人が多いときは、彼等は協力して行う。

第一百七十条 彼等が親等を異にし、かつ、最近親者が三ヶ月

の期間内に行わないときは、直近の親等の人が行わなければ

なければならない。

第一百七一条 血族は、彼等の怠慢が未成年者に引き起すか

も知れない損害について、責任を負う。

第一百七十二条 この責任を派生させる訴訟は、任命されたの

ちに後見人によつて、または未成年者によつて、彼が成年に達してから三ヶ月以内に、行われることができる。

訴権は、この期限後、時効にかかる。

第一百七十三条 親族会を召集する人は、場所・日・時および

目的を示す呼出状を治安判決から入手する。

彼は、親族会開催の五日以前に、カントン内に居住する

フランス民法典の草案〔一〕

四親等を含むすべての父方・母方の血族および姻族に、呼出状を通告する。

第一百七十四条 このように召集された血族および姻族は、自ら出頭するか、または特別授權代理人によつて、代理されなければならぬ。

単なる代理人によつて代理されることは、すべての血族

または姻族に禁止される。

第一百七十五条 後見から排除された血族または友人は、親族会に召集されることができない。

彼が決議に加わるときは、それは無効である。

第一百七十六条 定められた期間内に通告しない場合において、

呼出状が通告されなければならないすべての人が会議に出席しないときは、召集およびそれにつづくすべてのことを

無効にする。

第一百七十七条 親族会は、皆で八人いなければ、決議をする

ことができない。

カントン内に居住する血族がこの数に達しないときは、

友人によつて、友人のないときは、治安判事の指名する隣人にによって、補充される。

治安判事の命令は、友人または隣人の一人一人に伝達さ

れる。

住所に伝達することでは、充分でない。

第一百七十八条 正式に召集された血族および友人が會議に出席しないときは、前条の方式に従つて、補充される。

第一百七十九条 後見人の任命において、可否同数のときは、治安判事が宣告する。

第一百八十一条 親族会は、未成年者に後見監督人を任命する。

後見監督人の職務は、それが後見人の利益と相反するとき、未成年者の利益のために行動するにある。

後見監督人は、後見が欠けているとき、後見人に代わることがない。

第一百八十二条 未成年者の財産の一部が、彼の住所から遠隔の県にあるときは、後見人は包括的な管理を引き受けることができない。

この場合には、この財産のために、特別管理人を任命する。

第一百八十三条 未成年者が財産を植民地に所有している場合

は、そこに住居する血族が、またそれのないときは、彼の隣人および友人が、後見人を選定するために、親族会を召集する。

第一百八十三条 植民地において任命された後見人は、未成年者に属するとみとめる財産に限つて、管理する。

第一百八十四条 後見人および特別管理人は、互いに独立である。

彼等は、各自単独で、彼の管理行為について、責任を負う。

第一百八十五条 なにびとも、親族会に出席するため選定された多数の人がいるのでなければ、後見を引き受けるよう強制されがない。

第一百八十六条 後見人は、彼が出席して任命されたときは、任命の日から、そうでなければ、任命が彼に通告された日から、この資格において、管理し、行動する。

第一百八十七条 後見は、このいずれか一方の時期から、彼の責任である。

第一百八十八条 通告は、親族会を召集した人の請求によって、本人または住所になされる。

第一百八十九条 法は、

　　人民の代表者、
　　執政官政府の一員、

大臣、

国庫および出納委員、

共和国の領土外において、政府の任務を遂行する人々、

行政・司法または市町村の職務を行使する人々、

行政部または裁判所付きの執政官政府委員、

活動中の国民軍に任用された市民、

七十才に達した人、

三人の後見職を課せられている人、または配偶者および父すでに後見職を課せられている人、

彼等の利益または仕事のために、未成年者の住所地か

ら六万メートル以上はなれて居住している人——を後見から免除する。

第一百九十条 前条に列挙された公の職務の一つを遂行するよう召喚される後見人には、後任者が用意される。

第一百九十二条 後見の免除は、それを生じる原因によって、終了する。
第一百九十三条 任命された後見人が出席するときは、免除の正当事由が提出され、親族会によつて、直ちに判断される。彼が欠席するときは、免除の正当事由は、任命の通告の日から十日以内に召集される親族会によつて、判断される。正当事由を否決するには、理由を必要とする。

フランス民法典の草案〔一〕

正当事由は、前記の期間後は認められない。

第一百九十三条 法は、

未成年者、

母または祖母以外の女性、

不行跡、非公民的なこと、または仕事に不向きのため、

評判の悪い人、

未成年者の教育のため、国民教育に関する法律に少しも從わない人、または

その資格にもとづいて負わされる愛情をつくすべき義務に欠ける人——を後見から排除する。

第一百九十四条 排除の正当事由は、父・母および他の尊族についても、同様に生じる。

正当事由は、後見の期間中に突発するときは、後見人の罷免を生じる。

第一百九十五条 後見人の任命に協力した人は、選挙に当つて彼の任命に賛成の投票をしたときは、彼の有資力を保証する。

第一百九十六条 親族会に召集されながら、それに応じない人は、同様の責任を課せられる。

第一百九十七条 前二カ条に規定された場合において、親族会

の会員の間には、いかなる連帯関係もない。

彼等は、各自、その役割部分について責任を負う。

第一百九十八条 担保を行使しようと望む未成年者は、成年に達したのち三ヵ月以内に、申し立てなければならない。

この期間後、訴権は時効にかかる。

第一百九十九条 未成年者に関する事務のため、親族会は、彼の住所の治安判事の面前において、開かれる。

第二百条 決議権の過半数が決議の結果を形成する。意見の優った人は、それに署名しなければならない。署名を妨げる事由については、付記される。

決議は、また治安判事および彼の書記によつて署名され、さもなければ、無効である。

第二百一条 決議は、消印された用紙からなる複式登記簿に作成される。この登記簿の一つは、裁判所書記の手許にとどめ、もう一つは、毎年の上旬に、県の民事裁判所の書記に寄託される。

第二百二条 すべての場合において、親族会の決議は、理由が付けられる。

第二百三条 親族会の決議は、いかなる許可も条件としない。

利害関係人は、十日以内に準備する限り、必要なときは、民事裁判所によつてそれを取り消させ、または改正させることができる。

この期間は、出席当事者のため、その日から計算し、また欠席者のため、通知の日から計算する。決議の効力は、手続中は、停止される。

第二百四条 民事裁判所は、執政官政府委員を尋問したのち、異議が提出された日から計算し、一ヵ月以内に宣告する。

第二百五条 この手続に関して言渡された判決は、異議申立によつても、上訴によつても、攻撃されることができない。

第二百六条 後見人は、唯一人、親族会の決議を改正させる目的をもつ訴訟において、防禦する責任を負う。

血族は、訴訟に参加する義務がない。

第二百七条 後見人が原告であり、彼の職務免除の正当事由または排除の事由に関する宣告が問題であるときは、親族会は、後見監督人が防禦することを許可する。

第一節 後見人の財産管理

第二百八条 後見人は、未成年者の身上を監護する。彼は、

未成年者の財産を管理する。

彼は、その財産を買入れることも、賃借することもできない。ただし、親族会が後見監督人に、賃貸借契約について許可を与えたときは、この限りでない。

この許可は、小作人がいるときは、与えられることができない。

第二百九条 彼等の終局的な任命から十日以内に、後見人は、未成年者の財産が封印されていないときは、財産目録の作成にとりかからなければならない。

財産目録は、後見監督人の面前で作成される。

第二百十条 財産目録の作成が終了するときは、親族会は、直ちに、未成年者の費用および財産の管理に必要な費用を定める。

第二百十一条 父・母または後見人が前示の期間内に財産目録の作成にとりかからないときは、血族もしくは治安判事の請求によって、または職権もしくは市町村行政部の指示にもとづいて、親族会が召集される。

第二百十二条 父・母および後見人は、財産目録に記載されたものに限つて、責任を負わされる。

第二百十三条 後見人は、未成年者が彼に対して債務を負つ

ているときは、財産目録のなかで表示しなければならない。

これに違反するときは、権利を失う。

第二百十四条 後見人は、唯一人、事務および管理を行う。

未成年者は、最良の条件でなされるときでも、契約を締結することができない。

しかしながら、彼は、保存行為をなすことができる。また、彼の利益になるすべてのことについて、いかなる方法によるにせよ、彼は、債務者である。

第二百十五条 後見人は、親族会の意見を聞かなければ、相続を放棄し、贈与を承諾し、相続分を分割し、金銭を借り入れ、眠っている金錢を私人に利用させることができないし、原告にせよ、被告にせよ、請求の目的が未成年者の財産の十分の一に等しいときは、訴訟をすることができない。

第二百十六条 未成年者の不動産は、

これが共同相続人と共有による所有権者に不都合なく留まることなどができないとき、

彼が共同相続人と共有による所有権者に不都合なく留まることができないとき、

共有状態にいることを望まない成年者との共有で使用収益するとき、

期限の到来した負担の重い債務および急に必要な修理のためを除外し、譲渡され、または抵当権を設定されることが

できない。

第二百一十七条 未成年者の財産の不可譲渡性は、債権者の訴權を妨げない。

第二百一十八条 市町村行政部付きの執政官政府委員は、未成年者の不動産の譲渡に関する親族会の決議のために、召集される。この方式を欠くときは、決議は、無効となる。

第二百一十九条 市町村行政部付きの執政官政府委員は、

未成年者の動産・金銭および収入が支出に充分であり、かつ、親族会が彼の不動産の譲渡を許可したとき、

親族会が彼に、厳格に必要なもの以上に許可したとき、親族会が、充分な価値のあるものが他にあつたときでも、最も高価な不動産の譲渡を許可したとき、決議を民事裁判所に交付しなければならない。さもなければ未成年者の損害を賠償する責に任ずる。

第二百二十条 前条の規定を満たすために、市町村行政部付きの委員は、決議の副本を民事裁判所付きの委員に提出し、彼は、その破棄を請求しなければならない。

裁判所は、必要に応じて改正する。

第二百二十二条 未成年者の不動産は、民事訴訟法典によって定められる方式に従い、掲示・公告されたのちに限って、

競売されることができる。

第二百二十二条 動産は、親族会の意見によって、売却されるか、留保される。

第二百二十三条 親族会が売却を決定するときは、後見人は、財産目録の作成から二ヵ月後に、公然と、かつ、競売によつて、行わせなければならない。

第二百二十四条 後見人は、毎年、親族会に計算書を提出する。

第二百二十五条 後見の計算書に関して尋問したのち、親族会は、翌年のために、未成年者の費用および財産管理の費用を定める。

親族会は、必要に応じて、収入の超過を利用するよう命じる。

第二百二十六条 後見人が提出する計算書は、三章から成る。

第一章 収入。
第二章 費用。
第三章 残金。

第二百二十七条 後見人は、彼が受け取った収入のみならず、当然に受け取るべきものについても、責任を負う。ただし、それを彼が取り立てるのは不可能であったと親族会が判断

するときは、費用として記入されたものについては、この限りでない。

第二百一十八条 親族会によつて、証拠になると評価された文書で証明された費用に限つて、後見人に支給される。

第二百二十九条 親族会によつて取り決められていない財産管理および未成年者の監護の費用は、予想外、かつ、有用なものと判断される場合に限つて、後見人に支給される。

第二百三十条 後見の計算書は、未成年者の費用に帰する。

後見人は、費用の前払いをうける。

第二百三十一条 後見人は、賢明な管理をすれば、予防または回復できたすべての損害について、責任を負う。

第二百三十二条 後見の期間中に親族会によつてなされた決議に協力した人、または協力すべきであつた人は、

彼等が財産目録の作成にとりかからなかつたとき、

彼等が相続または未成年者に負担の重い贈与の承諾を許可したとき、

彼等が相続または未成年者に有利な贈与を放棄したとき、

未成年者の仕事がそれを要求しなかつた場合に、彼等が特別に弁済能力のない人が元本を利用し、借財をし、

または抵当権を設定することに同意したとき、

第二百六条によつて定められる場合以外に、かつ、原因を審査することなく、不動産の売却に同意したとき、

彼等が後見人の毎年の計算書を提出させるのを怠つたとき——後見人の財産管理を保証する。

第二百三十三条 責任は、現実の利益の減失および欠陥について、引き受ける。

責任は、予見することのできなかつた事後の出来事から生じた損害には及ばない。

責任は、いかなる連帯関係も引き起さない。
血族各自は、その分に応じて責任を負う。

第一金三十四条 前諸条に定められた方式が守られなかつたときは、未成年者は、彼の財産の取得者および後見人と契約をした人に対して、返還を請求することができる。

この場合において、取得者および後見人と契約した人は、親族会によつて与えられた許可を証明し、かつ、売買または債務の価格が未成年者の利益になつたことを立証しなければならない。

第二百三十五条 未成年者は、後見人・親族会の会員・彼の財産の取得者または債権者に対して、訴を提起しようと望

むときは、成年に達してから三年以内に、これを行わなければならぬ。

前記の期間後は、訴權は、時効によつて消滅する。

第二百三十六条 未成年者は、婚姻するときは、財産の自由な管理を享有することができる。

彼はまた、満十八才になり、技術または手工業に従事しているか、商業を営んでいる場合に、親族会が、彼はその仕事を行うについて必要な精神的成熟をとげていると判断するときは、財産を管理することができる。

第二百三十七条 前条の場合において、彼の財産を管理する未成年者は、婚約により、かつ、夫婦となる人の利益になるときは別として、不動産を入質し、譲渡すること、死因贈与または生前贈与によつて、財産を処分すること、また原告にせよ、被告にせよ、親族会の許可を得ることなしに、不動産に関する訴を提起することができない。

他のすべてのことについて、彼は、成年者と同視される。

第二百三十八条 未成年者は、彼の申し立てによつて親族会がそれを承認し、かつ、宣言したときにつけて、技術・手

工業または商業に従事するものとみなされる。

第二百三十九条 未成年者・後見人および血族各自は、未成

年者が満十八才になつたときは、彼が財産を管理できるかどうかを宣言する目的で、親族会が召集されるよう、請求することができる。

決議は、方式を欠くときに限つて、攻撃されることができる。

第二百四十条 子または未成年者の素行について重大な不満をもちながら、不品行を遠ざけ、または阻止できない父・母・祖父母または後見人は、親族会に対して、彼等の不満を提出することができる。

第二百四十二条 親族会は、不満の原因をたしかめたのち、未成年者が一年を越えない期間、成年に達するまで、懲戒場に入れられるよう命じることができる。

第四章 成年者

第二百四十二条 成年は、満二十一才と定められる。

第二百四十三条 成年者は、民事生活上のすべての行為をすることができる。

第二百四十四条 彼は、この能力を禁治産宣告によつて失う。

第二百四十五条 理性を使用しない常況にある人は、禁治産

を宣告されなければならない。

第二百四十六条 すべての血族は、理性を失った彼の血族の禁治産を請求することが許される。

第二百四十七条 夫婦の一方は、親族会の同意を得たときに限って、他方に關して、この訴権行使することができる。

第二百四十八条 配偶者または血族がなにもしないときは、禁治産は、市町村行政部付きの執政官政府委員によつて、請求されなければならない。

第二百四十九条 請求は、禁治産が請求される人の住所の民事裁判所に對して、第一審として提起される。

第二百五十条 裁判所は、禁治産を請求されている人の身分に關して、親族会が意見をのべるよう命じることができる。

第二百五十二条 親族会は、後見の章に定められる方法に従つて、構成される。

第二百五十二条 精神錯乱の事実は、書面によつて挙示される。禁治産を請求する人は、証人および資料を提出する。

被告は、彼の理性の状態について、十日目ごとに三度、調査される。

第二百五十三条 第一回の調査後、民事裁判所は、必要に応じて、仮りの禁治産を宣告し、かつ、被告の財産について、

管理人を任命する。

第二百五十四条 禁治産の判決は、禁治産者の住所のコンミニューン内に掲示される。

それは、カントン内に居住する公証人に告知される。

第二百五十五条 民事裁判所付きの執政官政府委員は、前条に記載された方式を満たさなければならない。

第二百五十六条 禁治産は、それが申請された請求の日から、効力を生じる。

第二百五十七条 禁治産の申請から、それを言渡す終局判決までの間に、禁治産者によつてなされたすべての行為は、無効と宣告される。

第二百五十八条 禁治産の申請が棄却されたときは、新らたな事実が主張されなければ再び提出することができない。

第二百五十九条 禁治産者は、身上および財産について、未成年者と同視される。

第二百六十条 禁治産者が冒されている病気の性質に応じて、

かつ、彼の財産状態に従い、親族会は、彼が住所において治療をうけるか、または保健所もしくは病院に入れられるか、決定することができる。

第二百六十二条 禁治産者の収入は、主として、彼の境遇を

やわらげ、かつ、彼の回復を促進するため使用されなければならない。

第五章 婚姻

第一百六十二条 市町村行政部の長および執政官政府委員は、前条の実行に注意する義務を負わされる。このために、彼等は、三ヶ月の間、彼等の郡の禁治産者を訪問し、または後見人に彼等を代理するよう、命じなければならない。

第一百六十三条 禁治産が宣告されたときは、親族会は、未成年者についてと同一の方式によって、禁治産者に後見人を任命する。その場合において、仮の管理人は、職務を終了し、計算書を提出する。

第一百六十四条 利害関係のため、または情熱によつて、禁治産を申請するすべての人は、禁治産が宣告されることを望んだ人に彼が引き起した損害を賠償しなければならない。

第一百六十五条 禁治産は、それが決定された原因とともに終了する。

しかしながら、禁治産者は、禁治産の取消を宣告する終

局判決後に限つて、権利の行使を回復することができる。

第一百六十六条 親族会は、禁治産の判決に当つて意見を述べたときは、取消しの申請について、改めて意見をのべなければならない。

第一百六十七条 男は満十五才、女は満十三才にならなければ、婚姻することができない。

第一百六十八条 合意するのが不可能な人は、婚姻することができない。

第一百六十九条 未成年者は、父母の同意がなければ、婚姻することができない。

第一百七十条 父母の一方が死亡し、またはその意見を表示することができないときは、他方の同意で足りる。

第一百七一条 父母が同意を与えるのを妨げられているときは、未成年者は、親族会の意見によつて、婚姻することができる。

親族会は、後見に関する章に定められた方式に従つて、構成される。

第一百七十二条 孤児たる未成年者は、彼の血族の同意を要求する。

第一百七十三条 親族会は、一ヵ月以内に意見をのべなければならない。

第一百七十四条 拒否する場合は、民事裁判所は、親族会の

決議の謄本を審査したのちに言渡す。

第二百七十五条 最初の婚姻の解消以前に、第一の婚姻を締結することができない。

第二百七十六条 婚姻は、直系の血族および姻族の間、養子縁組を放棄したのちの養子と養親の間および兄弟と姉妹の間においては、禁止される。

第二百七十七条 婚姻に先立って、公報が行われる。

第二百七八条 住所は、婚姻に関しては、同じ場所に六ヶ月居住することによって、定められる。

第二百七十九条 未成年者の婚姻について同意が要求される人に限って、それに異議を申し立てることができる。

第二百八十一条 成年者にせよ、未成年者にせよ、当事者の一方とすでに婚姻によつて拘束されている人は、同様に、婚姻に異議を申し立てることが許される。

第六章 配偶者の権利

第二百八十二条 成年者の二人の血族は、彼が精神錯乱している場合において、禁治産が宣告されていなくとも、彼の婚姻に異議を申し立てることができる。

第二百八十二条 すべての異議申立人は、彼が婚姻を阻止しようとしている人の居所の地に、法律上の住所を選定し

なければならぬ。

第一百八十三条 婚姻に異議が申し立てられている人の住所の治安判事は、十日の間に、それが認容されるかどうか、判断しなければならない。

判決に対する上訴は、民事裁判所へ提起され、裁判所は、期間を伸長することなく、判決を言渡す。

第一百八十四条 婚姻の証拠は、身分吏によって受理された証書によってのみ、生じることができる。

この証書は、それが何を証明するにせよ、当事者の意見によつても、身分の占有によつても、補充されることができない。

第一百八十五条 配偶者は、彼等の結合の条件を自由に決定する。

しかしながら、彼等は、今日まで共和国の領土の種々の場所を支配してきた法・制定法・慣習および慣例に従つて規定されるものに限つて、決定することができる。

第二百八十六条 夫婦財産契約は、婚姻前に公正証書に作成されなければ、無効である。

第二百八十七条 配偶者に合意のないときは、彼等の権利は、以下の方法によつて決定される。

第二百八十八条 別段の合意がないときは、配偶者間に共有財産が存在する。

第二百八十九条 反対の約定がないときは、共有財産からの利益について、彼等の分け前は、平等である。

第三百九十条 共有財産をもたない合意があり、かつ、配偶者が彼等の結合の条件について、別段の定めをしなかつたときは、妻は、彼女の財産の自由な管理を留保する。

彼女は、不動産を夫の同意なしに譲渡することができる。

第二百九十二条 共有財産は、

その性質が何であるにせよ、配偶者に帰属する果実・利益・定期金・所得、

配偶者が取得した不動産——によつて構成される。

第二百九十三条 夫は、唯一人、共有財産を管理する。彼は、共有財産を構成する財産を売却し、譲渡することができる。

彼は、配偶者の共有でない財産を管理する。
彼は、それを配偶者の同意なしに譲渡することができない。

い。

第二百九十四条 配偶者の共有でない財産の全部または一部を譲渡するときは、配偶者は、買い換えをしなければならない。

彼は、代わりに取得したものを受け取ったとき有限つて、責任を免れる。

第二百九十五条 財産を共有する妻は、夫の特別の同意がなければ、彼女の留保している財産を譲渡することができない。

第二百九十六条 彼女は、夫によつて許可されるか、または夫がそれを拒否するときは、治安判事によつて許可されなければ、不動産の行使のために、原告にせよ、被告にせよ、訴訟をすることができない。

第二百九十七条 訴訟の費用は、配偶者の共有でない財産の収入によつて、支払われる。

不充分な場合は、夫が許可を拒否したときでも、共有財産の責任となる。

第二百九十八条 妻は、公然と、夫の職業と無関係に商業を営むときは別として、夫の同意がなければ、義務を負わされることはない。

第二百九十九条 配偶者的一方または他方の同意が必要とするすべての場合において、この同意は、そのために要求される証書自体に、または別の証書で与えられることができる。

この場合には、別の証書の謄本は、主たる証書の原本に付着され、かつ、そこに取り戻される。

第三百条 共有財産は、
家事の費用について、
子の教育費について、
すべての不動産の使用収益権の賠償について、
地代、共有財産の利益に帰したすべての債務の年賦金および利息について、
夫が婚姻後に契約した債務について、
妻が婚姻後に夫の同意を得て契約した債務について――

責任を負わされる。

第三百一条 共有財産は、配偶者各自がそれを別個に支払う旨が定められていないときは、婚姻前に配偶者双方によって契約された債務について、責任を負わされる。

第三百二条 この取り決めは、共有とされた財産が財産目録に記載されていなかつたときは、無効である。

第三百三条 財産目録が作成されている場合において、妻の債権者は、彼女の共有でない財産が充分でないときは、夫に対しても、財産目録に含まれている動産、またはそれらの正当な評価の提出を要求することができる。

第三百四条 夫の債権者は、共有財産が行われている間、すべての動産を差し押えることができる。

共有財産が解消したのち、妻は、夫の財産目録に含まれる動産の半分、またはそれらの正当な評価を、彼等に提出しなければならない。

第三百五条 共有財産は、
病死または準死により、
離婚により、
配偶者双方の合意により――終了する。

第三百六条 配偶者が新らしい共有財産を形成するときは、解消された共有財産の条件によって、当然に決定される。

これに反するすべての約定は、無効である。

第三百七条 共有財産の分割は、相続財産のそれと同様に行われる。

妻または彼女の相続人は、分割部分を構成する。

第三百八条 共有財産の解消後、配偶者各自は、分割前に、

共有財産の全体から、

婚姻のとき、彼に属していたと主張される動産の価格、
売却された彼の不動産、支払われた財産上の利得、およ
び切り倒された大樹の木材の価格——を取り戻す。

第三百九条 配偶者各自は、

共有の金銭で、彼にとって個人的な債務を返済したとき、
共有財産から、共有でない財産の回復・保存または改良
のための金銭を引き出したとき、

前婚より産れた子が共有財産から費用を与えられていた
とき——共有財産を補償しなければならない。

第三百十条 この補償は、共有財産によって引き受けられた
ものを超過することができない。

第三百十一条 共有財産は、配偶者の一方が死亡したのちは、
継続することができない。

第三百十二条 妻は、共有財産を放棄することができる。

彼女の放棄は、彼女が何も受け取っていないとき、かつ、
財産目録を作成し、彼女が計算書を提出したとき限りで、
許される。

第三百十三条 妻に与えられた放棄の権能は、彼女の相続人
に共通する。

第三百十四条 財産目録は、共有財産の解消の日から起算し
て、三ヶ月の期間内に、作成されなければならない。

第三百十五条 共有財産を放棄するとき、妻は、彼女の下着
および衣類を引き渡してもらうことができる。

第三百十六条 共有財産を放棄する妻は、そこからいきなる
利益を得ることもできない。彼女は、そこに持参した財産
のみを取り戻し、かつ、取戻権を行使する。

第三百十七条 共有財産に属する財産を窃取した配偶者の一
方は、窃取した物について、分け前を奪われる。

第三百十八条 配偶者は、夫婦財産契約またはその後の行為
によつて、思ひどおりに利用することができる。

第三百十九条 婚姻中になされる利用は、贈与者たる配偶者
によつて、明示的に、また彼が贈与された財産を譲渡する
ときは、黙示的に、取り消されることができる。

第三百二十条 配偶者間の単独または相互的な利用は、贈与

された物の用益権に制限され、先に死亡した人の死亡のときから、用益権は、彼女の婚姻による子に存在する。

この用益権は、死亡配偶者の財産全体からの収入の半分を超えることができない。

第三百二十一條 婚姻が締結されたときに、贈与者たる配偶者にすでに子があり、その子が生き残っている場合には、

利用は、相続分の用益権に制限される。

第三百二十二条 配偶者間で単独または相互的な利用について、何も定めなかつたときは、生き残った方は、先に死亡した人に属する不動産の用益権の三分の一を取得する。

第三百二十三条 この三分の一は、不動産が負担する責任を差し引いて、受け取られる。

第三百二十四條 この三分の一は、三百二十一條によつて定められた場合において、相続分の用益権に制限される。

第七章 離 婚

第一節 離婚の原因

第三百一十五条 婚姻は、離婚によつて解消する。

フランス民法典の草案〔一〕

第三百一十六条 離婚は、相互の合意または配偶者の一方の請求によつて、行われる。

第三百一十七条 配偶者の相互の合意によつて行われる離婚は、理由の主張を何も必要としない。

第三百一十八条 離婚は、以下の理由によつて、配偶者の一方からの請求にもとづいて、宣告される。

気質または性格の不一致、

禁治産宣告、

身体的または名誉的な刑の宣告、

配偶者の一方から他方にに対する重大なる犯罪、虐待または侮辱、

少なくとも二年間、中断なく実際に別居を引き起す遺棄、

音信なく、五年以上の不在、

第三百二十九条 いかなる別居も、別産も、宣告されることができない。

第三百三十条 離婚は、

先に言渡された、かつ確定した別居判決によつて、

確定的に証明された海外移住によつて——当然に行われる。

(一七一) (一七一)

第二節 離婚の方法

第三百三十一条 配偶者の双方または一方が未成年の間、離婚は、彼等の合意によつても、氣質または性格の不一致の簡単な主張にとづいても、宣告されることができない。

第三百二十八条に明記された理由が必要である。

第三百三十二条 財産を共有する妻は、離婚を請求する日から、治安判事に対して、共有財産を構成するすべての動産および財産に封印の標目が付されるよう、命令を請求することができる。

第三百三十三条 治安判事は、事情からみて、財産を保証するためにはこの方法をとる必要があると思われるときに限つて、封印の標目を付けるよう命じる。

命令は、仮に執行される。

第三百三十四条 当事者間で別の取り決めがないときは、財産目録は、直接に封印の撤去の直後に、作成される。

第三百三十五条 離婚の請求の日から、夫は、共有財産を構成する不動産を処分することができない。

彼がなすかも知れないすべての譲渡は、無効である。

第三百三十六条 離婚が禁治産宣告・不在・身体的または名

譽的な刑の宣告を理由に請求されるときは、公の吏員は、いかなる試験期間もなく、事實を証明する書類を審査したのち、それを宣告する。

第三百三十七条 公の吏員は、離婚が当然に行われるときは、証拠書類の提出にもとづいて、かつ、いかなる試験期間もなく、婚姻の解消を宣告する。

第三百三十八条 禁治産宣告および有罪判決は、それを宣する終局判決によって、証明される。

不在は、財産管理人の選任によって、証明される。

第三百三十九条 公の吏員は、親族会の決議を審査したのち、かつ、以下に定められる期間が経過したのちに限つて、相互の合意・氣質の不一致・虐待・重大な侮辱または遺棄にとづいて、離婚を宣告することができる。

第三百四十条 親族会は、当事者の名目によって同数づつ選ばれた、六人の血族または友人によって、構成される。

第三百四十一條 親族会の召集を望む配偶者は、夫の住所の治安判事から、会議の場所・日・時およびそれを入手した配偶者によって指名される会員を表示する呼出状を受け取る。

呼出状は、他方配偶者に対して、会議に出席するよう要

請し、かつ、そこに、彼が指名する権利をもつ会員が出席する旨を通告する。

第三百四十二条 通告は、本人または住所に対してなされ、かつ、被告が平素の住居に不在のときは、市町村行政部付きの執政官政府委員になされ、委員は、呼出状を市町村庁の門に掲示し、かつ、被告の新らしい住居が明らかなときは、彼に通知する。

第三百四十三条 親族会は、被告が出席するときは、通知の日から一ヵ月の期間後に、また通知のときに被告がヨンミユーンの郡に不在のときは、二ヵ月後に、召集されることができる。

第三百四十四条 治安判事は、全く出席しないか、または指名することを拒否する被告のため、ならびに選定された人またはそのうちの誰かが、召集された日に出席しないときは、職権によつて、血族および友人を指名する。

この場所において、会議は、次の一ヵ月間、延期される。被告が出席しないときは、彼は、親族会の会員から催促をうける。

催促にもとづいて出席しないときは、親族会は、彼を無視する。

第三百四十五条 親族会は、治安判事の面前に集合する。
親族会の権能は、配偶者の一方によつて、気質の不一致以外の理由で離婚が請求されるときに、配偶者を和諧させること、および離婚原因にもとづいて離婚を宣告することである。

第三百四十六条 離婚が相互の合意により、または不一致を理由として請求されるときは、配偶者は、親族会の面前に自ら出頭しなければならない。

離婚が犯罪・虐待・重大な侮辱または遺棄を理由として請求されるときは、配偶者は、代理人によつて代理されることができる。

第三百四十七条 配偶者が和諧しない場合において、離婚が相互の合意または不一致を理由として請求されるときは、親族会は、二ヵ月延期する。他の場合には、延期は行われない。

第三百四十八条 二ヵ月の期間の経過後、配偶者は、再び親族会に出頭する。

第三百四十九条 親族会が彼等を和諧させることができないときは、決議は、配偶者双方が離反するつもりで固執していることを証明する。

彼等の一方が出頭しないときは、親族会は、不出頭を法的にみとめる証書を交付する。

この証書は、決議の代りをする。

第三百五十条 離婚が犯罪・虐待・重大な侮辱または遺棄を理由として請求されるときは、親族会は、その事實を證明し、かつ、請求が根拠のあるものかどうか、宣告する。

第三百五十二条 治安判事は、配偶者各自に、無償で、親族会の決議の謄本を交付させる。

この謄本は、登録税の対象にならない。

第三百五十二条 離婚が相互の合意または不一致を理由として行われるときは、親族会の決議の日より少くとも一ヵ月後、かつ、おそらくとも三ヵ月以内に、配偶者は、公の吏員の面前に出頭することができる。

第三百五十三条 離婚が犯罪・虐待・重大な侮辱または遺棄を理由とするときは、配偶者は、親族会の決議の日より少くとも三日後、おそらくとも六ヵ月以内に、公の吏員の面前に出頭することができる。

第三百五十四条 犯罪・虐待・重大な侮辱または遺棄の場合には、親族会の決議を請求しようと望む配偶者は、十日以内に、夫の住所の民事裁判所に上訴しなければならない。

第三百五十五条 民事裁判所は、配偶者の一方より提出された書類に関して、他方の側より提起された異議に対して、同一の期間内に宣告しなければならない。

離婚に関して民事裁判所より言渡される判決は、異議の方法によつても、上訴の方法によつても、攻撃されることができない。

第三百五十六条 配偶者双方が、一方は不一致を理由に、他方は確定的な理由で、相互に離婚の請求をするときは、後者は、あとからであつても、前者に対して優先権をもつ。

第三節 離婚の効果

第三百五十七条 離婚した配偶者は、ともに再婚することができる。

離婚が相互の合意もしくは気質または性格の不一致という単純な理由で言渡されたときは、彼等は、離婚より一年後に限つて、他方と新たに婚姻を締結することができる。

第三百五十八条 離婚が確定的な原因を理由として言渡されるとときは、それが配偶者の不在にもとづくでなければ、離婚より一年後に限つて、妻は、最初の夫以外の人と新た

な婚姻を締結することができる。

第三百五十九条 離婚した配偶者がともに再婚するときは、彼等の新しい結合の条件は、当然、解消された婚姻の条件によつて、定められる。

第三百六十条 配偶者の権利は、離婚の場合において、死亡のときと同様の方法によつて、定められる。

しかしながら、離婚が当然に生じるとき、およびそれが夫によって妻に対し、身体的または名譽的な刑の言渡・犯罪・虐待・重大な侮辱・遺棄または不在を理由に得られたときは、妻は、共有財産についてのすべての利益を奪われる。

第三百六十二条 相互の合意による離婚は、配偶者が婚姻を原因とし、またはその継続中に生じさせた、一方的または相互的な利益を無効にする。

第三百六十二条 被告配偶者は、離婚が不一致または禁治産宣告を理由として言渡されるときは、特有財産を留保する。原告配偶者は、離婚が当然に、または第三百六十条に列挙された原因の一つによつて生じるときは、それを留保する。

第三百六十三条 別居を原因とする離婚の場合において、離

婚配偶者の権利および利益は、それらが別居判決によつて得られたものとし、かつ、この判決のときに現存する法、または彼等の間で締結された証書および取引によつて、そのまま、取り決められる。

第三百六十四条 すべての離婚証書は、別居判決がなされたと同様の登録および公告の方式に従つて、かつ、離婚は、配偶者の債権者に関して、別居または別産がもたらすのと同様の効果のみを生じる。

第三百六十五条 離婚が当然に生じるとき、または禁治産宣告、身体的もしくは名譽的な刑の宣告、または不在を原因として言渡されるときは、子は、原告配偶者の監督のもとにおかれる。

第三百六十六条 離婚が不一致を理由に、または犯罪・虐待もしくは重大な侮辱を理由に、相互の合意にもとづいて言渡されるときは、配偶者は、親族会の面前に出頭し、彼等の子に関する彼等の意見を申しのべる。

この点に関して、彼等の間に悶着が生じるときは、親族会は、配偶者のどちらに子が託されるかを決定する。

第三百六十七条 子が父または母のみに託されるか、双方に託されるか、第三者に託されるか、いずれにせよ、父母は、

子の教育および扶養の費用を、彼等の資力に応じ、かつ、

親族会によって定められる割に従つて、負担する。

第三百六十八条 配偶者は、子がいざれに託されるか、かつ、
子の教育および扶養の費用の負担に関して、親族会によつ
てなされた決議に対し、夫の住所の民事裁判所に上訴す
ることができる。

民事裁判所は、第三百五十四条によつて定められた期間

内に言渡す。

第三百六十九条 福婚配偶者の一方が死亡したのち、彼に世
話を託されている子の身上および財産は、親族会の決議に
よつてのみ、全部または一部、生存配偶者に移される。

第八章 不在者

第三百七十条 音信なく、または代理人を置くことなく、彼
の住所を六カ月以上はなれている人は、不在者とみなされ
る。

第三百七十二条 住所は、市民がそこに住居を定め、かつ、
彼等の参政権を行使する場所をいう。

未成年者および禁治産者の住所は、彼の後見人の住所で

ある。

妻の住所は、彼女の夫の住所である。

第三百七十三条 不在者の財産を管理するために、親族会は、
仮の管理人を定める。

第三百七十四条 親族会は、推定相続人の請求により、また
は市町村行政部付きの執政官政府委員の提訴により、不在
者の住所の治安判事の面前において、召集される。

第三百七十五条 不在者は、不在者の血族三人、それを欠く
ときは、三人の隣人または友人の申立にもとづいて、不在
者の最後の住所の治安判事によつて交付される事実証明書
によつて、証明される。

第三百七十六条 不在者が管理人および代理人を残してい場
合は、不在者の出発のとき、または彼等が最後の音信を受
け取ったときから数えて、十年後に、彼等の管理は終了す
る。

第三百七十七条 この期間が経過した場合において、不在者
の推定相続人は、不在者の出発のとき、または彼等が最後
の音信を受け取ったときから、彼の財産の占有享受を請求

することができる。

第三百七十八条 請求は、不在者の住所の民事裁判所に提出される。

第三百七十九条 請求は、

不在を証明する事実証明書によつて、

仮の管理人の選任によつて、

推定相続人以外の血族、それを欠くときは、隣人または

友人が、不在者は十年以来、音信をしていないことを証明する新しい事実証明書によつて——証明される。

第三百八十条 占有享受の効力によつて、不在者の財産の果実および収入は、推定相続人が取得する。

第三百八十二条 占有享受を受けた多数の推定相続人があるときは、彼等は、共同して収益する。一時的にせよ、分割することは、すべて禁止される。

第三百八十二条 占有享受を受けた人は、市町村行政部によつて授権された委員の面前において、不在者の財産の状況について、証明しなければならない。

第三百八十三条 仮の管理人は、彼等に管理の計算書を提出する。

第三百八十四条 未成年者の動産および不動産の譲渡に関する

る規定は、不在者のそれに共通する。

第三百八十五条 不在者からにせよ、彼の子または卑属からにせよ、音信も帰来もなく五十年も経過した場合において、財産の仮の占有享受者は、確定的に所有者に留まる。

第三百八十六条 五十年は、住所から遠ざかつたときに未成年者であった人については、彼が成年に達した日から計算する。

第三百八十七条 不在者が、法によつて贈与を許された彼の財産の一部を処分したときは、この処分は、彼の死亡の証拠にもとづいて、または五十年の期間が経過したのちに限つて、執行される。

第三百八十八条 不在者が占有する用益権および終身年金は、推定相続人が占有を享受すると同時に、消滅する。

第三百八十九条 不在者は、いかなる相続財産も受けることができない。

しかししながら、彼は、五十年の期間内に彼の生存を証明するとき、または彼の相続人が、偶然に起つた相続開始の時に不在者は生存していた旨を証書によつて証明するときは、相続権を行使する。

第三百九十条 前条によつて規定された場合において、不在

者は、すでになされた分割を乱すことができない。

彼は、現存する分け前のうえに、遺産配当分を取得する。

彼は、たまたま存在する財産を受け取る。

彼は、それらの存在に關して、みとめられた状況に委ねなければならぬ。

第三百九十二条 不在者の相続人は、前条の処分に従う。

第三百九十二条 相続財産が祖国の守護者または兵役に服している市民に舞い込むときは、市町村行政部付きの執政官政府委員は、封印を押捺したのち、直ちに、そのことを彼等に通知しなければならない。彼は、同様に陸軍省に通知する。

第三百九十三条 一ヵ月後、相続人が音信をせず、かつ、代理人も派遣しないときは、仮の管理人の選任が行われる。

第三百九十四条 第三百九十二条に含まれる市民が公証人の面前に出頭できないときは、彼の所属する隊の經理部は、彼の代理人となる。